昭和二〇年代の日本経済

名 島 太 郎

(II) 経済復興

(4)

(A)

外為法・外資法の役割 外貨予算制度の機能

(B)

技術導入

曰 口 ()

目

次

はじめに

戦後の時期区分

戦後日本経済の断絶と継承

昭和二〇年代の日本経済

昭和二〇年代の課題

(1) (1)

戦後経済体制の枠組みの設定

占領政策による基本路線の設定 金融・財政面での制度的増強

(3) (2) (1)

国際機関への加盟

- (1)敗戦時の経済的基本条件
- (2)傾斜生産方式の意味
- ドッジ・ラインの意味
- (4) (3) 朝鮮戦争の影響
- (5)産業合理化の役割
- (IV) 総括 -昭和二○年代末の日本経済
- 到達点
- (B) 混合経済体制の確立
- (参考一) 〔参考二〕すべての図表の紹介 説明的な注の紹介

は じ めに

- 継ぐ側面をももっていたこと、戦後日本経済の枠組みが決定されたこと、また生産力は戦前をはるかに突破する水準 考えるからである。たとえば、 に達し、昭和三○年代からのいわゆる高度経済成長期を準備したこと、しかし国際競争力はいまだ劣位にあり、 **(1)** 本論では昭和二〇年代の日本経済を検討する。この時期は、 昭和二〇年代には戦前と異なる日本経済が現われたが、 その後の日本経済にとって重要な位置を占めると 反面では重要な点で戦前を引
- (2)しかし前記のメイン・テーマにはいる前に、戦後経済の戦前経済とのつながり、 戦後経済の時期区分の二点に

ついて、

かんたんに述べておきたい。

諸国への追いつきがはじめて政策意識にのぼったこと、などである。

た。また出典の注記は本文中に示したり、項目の末尾に示したりした。つづいて(参考二)として、本論文中に使用し それじたい重要と考えたからである。そのような注番号およびそのタイトルを(参考一)として本論文の末尾にかかげ れのある場合には注記した。ただ注記の場合には、本文中に必要な説明以上に詳細にわたることがしばしばあった。 たすべての図表を紹介した。ちなみに、冒頭の目次各項の頭にある番号等は、本文中の番号等と一致している。 なお行論の都合上、年紀は原則として元号(事実上、主に昭和)を用い、ときとして西暦を使用した。 (3)本文中、特定の事項の説明を加えるさいに、この部分の記述が長くなりすぎたり、あるいは横道にはいるおそ

戦後日本経済の断絶と継承

た。事実には断絶もあれば、 第二次世界大戦後の日本経済を述べる場合、それが戦前と断絶しているか、継承しているかがしばしば問われてき 継承もあろう。結論をいえば、より重要なのは断絶の側面と考えられる。

断絶と考えられるファクターと、継承と考えられるファクターとをまず列挙しておこう。

- (1) 断絶と考えられる主要ファクターは次の通り。
- 大量の軍需生産の消滅とその復活後のウェイトの些小性、
- 海外勢力圏市場の喪失(「満洲」、台湾、朝鮮など)
- 。いわゆる戦後改革の諸結果 (財閥解体、独禁法、農地改革、労働改革など)、
- 。周期的過剰生産恐慌の消滅、
- 部継承と考えられる主要ファクターはつぎの通り。

ここで継承とは、 戦後の経済成長という視点からみてのそれである。 そのようなものとして、重視されるべきもの

ある。(ただし②二重構造問題は昭和三〇年代以降に主に関るので、本稿闫以下ではほとんどふれない。) に、①長期的観点からの管理通貨制度、②中期的観点からの二重構造、 ③短期的観点からの重工業の遺産、 の三つが

これらの三つは、 戦後経済にとって重要なので、それぞれの戦前部分について前記の視点から若干の説明を加えて

おこう。

(1)第一の管理通貨制度について

管理通貨制度は、 昭和六年一二月、高橋是清蔵相(井上準之助蔵相の後継蔵相) (昭和六年九月の満洲事変から開始) が金輸出の再禁止を行った後に誕 の圧力を契機としてい

た。この意味では管理通貨制度は、資本主義の困難が生みだした制度であった。

いわゆる一九二九年恐慌と経済軍事化

生した。この誕生は、

営の方向づけにとって重要なテコを管理者は手にすることができたからである。 定性に優れた性質をもっていた。 ではあれ、)かしそれにもかかわらず、管理通貨制度は、それまでの通貨制度 (たとえば金本位制度) よりも経済成長の速度と安 人為的に操作できること、すなわち通貨管理の裁量性が拡大したこと、このために総需要の管理や経済運 というのは、 管理通貨制度では、 通貨量ないし通貨の伸び率の増減が、 経済政策の有効性は一挙に拡大する 定の範囲

ことになった。

貨体制は、

今日の経済体制は、 これが成立する最大のメルクマールと考えてよいだろう。 混合経済体制とか、現代資本主義などとよばれているが、 景気変動との関連でいえば、 管理 通

管理通貨制度の誕生の直後、昭和七~八年の高橋是清財政は、財政面から意図的に有効需要の拡大政策を展開した。

高橋財政は、 戦後のフィスカル・ポリシーの原型であり、 戦後のケインズ型政策の先取りであった。

要するに、 戦後の管理通貨制度は、 戦前よりも一段と政策的裁量性を高めるものとなり、 このことがIMF体制と

第1-1表 正貨の存在高

		(単位	: 100 万円)	
年 末	正貨準備分	正貨準備外	合 計	
1913年	224	152	376	
18	712	875	1,587	
20	1,246	932	2,178	
21	1,245	835	2,080	
22	1,063	767	1,830	
23	1,057	595	1,652	
24	1,059	442	1,501	
25	1,056	356	1,412	
26	1,058	299	1,357	
27	1,062	211	1,273	
28	1,061	138	1,199	
29	1,072	271	1,343	
30	825	134	959	
31	469	88	557	
32	425	129	554	
33	425	69	494	
34	466	28	494	

(出所) 『財政金融統計月報』第5号。 山崎隆三編「現代日本経済史」,有斐閣, 和60年3月刊, 155頁

第二の二重構造につい

金の企業規模別賃金較差のみを指すものでは 昭和三〇年代での二重構造とは、 (2)7

たんに賃

なく、そこからの拡がりをもつものだが、こ

る。 連繋のもとに、とくに景気を一定限度であれコント したがって戦後経済は、こうした性格の財政・金融政策を技きにして語ることはできない。 1 ル する力量をもたせたところに戦後的特徴があるといえ

注

0

1 井上財政

量の正貨流出があった。 は緊縮財政、財界整理、 井上準之助 (一八六九~一九三二年)。 金解禁 (四年一一月決定、 浜口内閣、 五年一月実施)。 第二次若槻内閣で昭和四年七月~六年一二月の間、 昭和五年 (一九三〇年) 初めより、 第 1 蔵相を勤務。 1表のごとく大 主な政策

なお井上は、 横浜正金頭取、 日銀総裁をも経歴。 昭和七年血盟団事件で暗殺された。

2

高橋財政

閣、 のための金輸出再禁止政策。 間、蔵相を勤務。主な政策は景気回復政策とそ 高橋是清(一八五四—一九三六年)。犬養内 斎藤内閣で昭和六年一二月~九年七月の

暗殺された。 位制を停止、管理通貨制度を発足させた。昭 日銀総裁、農商務相、 一年一月二六日、 なお高橋は、米国に留学、横浜正金支配人、 いわゆる二・二六事件で 政友会総裁を勤務。

こでは、発端母体である前者に限定してその発生メカニズムについて述べよう。

る。二〇年代には一般に恐慌と名づけられる経済不振が頻発した。(3) ては過剰労働力の存在、賃金較差については労働市場の分断であろう。これらは一九二○年代に発生したと考えられ まず賃金の二重構造とは、低賃金と賃金較差が大幅に存在することを指す。その発生の基礎条件は、

- 3 中村隆英「戦後日本経済」、筑摩書房、一九六八年刊、四九~五○頁。

性が高かったので、彼等を囲い込む必要があった。囲い込みの手段は、相対的な高賃金、年功賃金、終身雇用などで ある。こうして労働市場は分断された。以上が二重構造の発生メカニズムと考えられる。 から工業、とくに重工業の発展、独占化が進んだ。当時の生産・技術条件からすれば、 ビス部門といった在来型産業に滞留した。したがってこれらの部門では低賃金が一般化した。他方、 $\widehat{4}$ 恐慌のなかで農業も疲弊していたので、過剰労働力は農業によって吸収できず、その多くは卸売業、 戦後恐慌(一九二○~二二年)、震災恐慌(一九二三年)、金融恐慌(一九二七~二八年)、昭和恐慌(一九三○年)。 熟練工、その候補者への依存 恐慌頻発のなか 小売業、サー

(3)第三の重工業設備の遺産について

昭和三一年度経済白書は、 重工業にかぎらず、全業種の生産設備の現在高を次のように推定した。

よって消耗し、終戦直後の生産設備現在高は一四○だったであろうといわれている。」 (5) 資がつづけられ、 「昭和一○年の生産設備の現在高を仮に一○○とすると、その後の軍需のための生産力拡充計画によって年々大投 終戦を迎えた二〇年にはほぼ一九〇の設備があった。しかし、このうち三割は戦災と疎開などに

 $\widehat{5}$ 経済企画庁編 「昭和三一年度経済白書」、二三~二三頁。至誠堂、 昭和三一年七月発行。

つまり、 全体の生産設備能力は、 昭和一○年を一○○として、敗戦時の昭和二○年は一四○と推定されている。

で

	品目	単位	昭和12年	戦中最高A(年)	敗戦時B	$\frac{B}{A}$ %
重	銑鉄	万トン	300	660(1944年)	560	85%
化	鋼材	11	650	870(1944年)	770	88
学	アルミニュー	ムー干トン	17	127(1944年)	129	102
T.	石油精製	万トン	232	416(1942年)	213	51
	工作機械	干台	22	60(1940年)	54	90
業	硫安	万トン	146	198(1941年)	124	63
軽	綿紡	万鍾	1,217	1,380(1941年)	237	17
1	人絹	百万封度	570	570(1937年)	89	16
I.	スフ	"	451	813(1941年)	184	23
_1	綿織機	干台	363	393(1940年)	114	29
AR.	絹人絹織機	"	356	356(1937年)	136	38
業	洋紙	億封度	?	26.2(1940年)	11.8	47

第1-2表 敗戦時の重要物資生産能力

- 注1 国民経済研究協会調。稲葉秀三「日本経済の現状」,大平書房 1947 年,18 頁
 - 2 中村隆英「日本経済」,東大出版会,1978年,144頁。抜すい。重化・軽工業別分類と B/Aは名島追加。

第

1

2表は敗戦時の重要物資について例示的にしめして

は

個別業種の

生産

能力はどうか。

この種

の資料は少い

11

る。

第1

2表によれば、

敗戦時の生産能力は、

過去最高

能力にくらべて、軽工業では十数%から五○%弱しか残

可能 ことであり、 た経年度の長い設備はそれに応じて老朽化がすすんでい おそらく劣悪な生産条件のもとに生産されていること、 必要があろう。 もっともこの②の条件については次のことを考慮しておく 不足であったこと、②原燃料の入手が可能にな このことは、 ていないのに対して、 設備のように長期にわたって使用しがたいものであっ 〜六○%以外では約九○〜一○○%が引継がれ 推定されることである。 な条件が供給側 ①国民生活用物資とその生産機械が極端 したがって両者の設備ともその多くは通例 すなわち敗戦時までの経年度の短い設備 には 重化学工業では石油精製、 備 わっていたこと、を物語る。 れ ば てい 硫安の五 生 に品 ま

以上、戦後日本の成長経済が、戦前・戦中経済から引継

1,1 だ経済事項のうち、とくに重要な三点について述べた。

(\Box) 戦後の時期区分

つぎに戦後の日本経済の時期区分について、 簡単にふれておきたい。

第Ⅰ期、 昭和二○年代(昭和二○年─三○年ころ)。戦後経済体制の枠組みが設定されたこと、および経済復興がこの

期の二つの柱であった。本論ではこの二つの柱について詳論したい。

第Ⅱ期、 昭和三〇年代、 四〇年代(昭和三〇年―四八年)。 高度経済成長と国際化。

なお、 この期の終了年を昭和四八年としたのは、第一次石油価格引上げに着目したためである。

(昭和四九年―六〇年)。経済成長率の低下と新課題への適応。

第Ⅲ期 昭和五〇年代

なお、 この期の終了年を昭和六○年としたのは、昭和六○年(一九八五年)九月にプラザ合意が成立したためである。

ヨークのプラザホテルで五カ国蔵相会議(G5)が開かれ、 ドル高の是正を合意した。円の対ドル相場はこの時

から円高基調に転じた。

第Ⅳ期 (昭和六〇年 -現在)。円高下の日本経済。

経常勘定は昭和五〇年代にはいって黒字基調になっていたが、 昭和六〇年から黒字幅は格段に増加した。 このため

外国からの対日批判が強まっただけでなく、日本経済じたいが大きな影響をうけた。

なお、時期区分の終了年を「現在」としたが、これは執筆時(平成七年度)を念頭においたものであり、 一応の年に

すぎない。

ちなみに、 当初、この時期区分にしたがって、順次記述するつもりであった。しかし第1期の記述だけで思いのほ

か枚数をとってしまったので、 第Ⅰ期の昭和二○年代の記述にとどめることにした。

三 昭和二〇年代の日本経済

(1) 昭和二〇年代の課題

昭和二〇年代の日本経済の主要課題は二つあった。第一は新しい経済枠組みの創設であり、 第二は荒廃からの経済

第一課題は、

復興である。

あり、

占領国の強権をもってして、はじめてなしえたものである。新しい枠組み創設の内容とは、

つぎのようなもの

平和的・民主的な新しい経済枠組みを創設することであった。これは日本経済にとり根本的な変化で

(1) 軍需経済から平和的民需経済への転換。

(2)財閥・地主および軍の支配経済のもとでの集権的統制経済から、寡占的であっても競争的な経済への転換。

水準をはるかに超える経済水準に達していた。たとえば、昭和九~一一年を一○○として、昭和三○年では、実質G

日本経済は、敗戦の荒廃から出発し、昭和二〇年代の終了時には戦前

NPが一四九、鉱工業生産が一五四であった。

一課題は、

荒廃からの経済復興であった。

6 百万円であり、 昭和九~一一年価格で計測した実質GNPは、昭和九~一一年が一六、七三六百万円にたいして昭和三○年が二四、 四九%増であった。出所、大蔵省「昭和財政史19」、二八頁。

八であり、この間五四%増。同指数は、昭和二七年までは総務庁統計局で算出、昭和二八年以降は通産省調べ。出所、東洋経済 新報社「経済統計年鑑」、一九八九年版、 昭和五五年を一○○とする鉱工業生産指数(付加価値ウェイト)は、昭和九~一一年が五・七にたいして昭和三○年が八・ 四三頁。

以上の二つの課題と解決は、 次の時期である昭和三〇~四〇年代の高度経済成長期を準備することになった。

田 戦後経済体制の枠組みの設定

策による基本路線の設定、②金融・財政面での制度的増強、 戦後経済体制の枠組みは、 昭和二〇年代に設定されたが、 (3)外為法・外資法の役割、 その主内容はつぎの四つであった。すなわち、(1)占領政 4国際機関への加盟である。

以下の四つの柱のなかでふれる。

まず第一の柱から述べよう。

(1) 占領政策による基本路線の設定(主に昭和二○年代前半)

これらがどんな意味で枠組みを設定したかは、

1 占領政策は、まずは軍事全般を解体せしめた。これを経済についていえば、 軍需経済を解体し、 少時を措いて

何よりも、

つぎのように、

軍事負担が小さかったことにあ

る。 。

(A)

軍事負担小の実態

平和民需経済の建設をはかった。平和民需経済の特徴は、

る必要がある。 え、その後朝鮮戦争を機に軍隊が再建され、武器産業も拡大している。しかし武器産業の拡大には次の二点に留意す まず戦後の軍事負担が小さかったことの実態をみよう。たしかに軍需経済はいったんは徹底的に解体されたとはい

(1)憲法上の制約をうけていること。なるほどこの制約は時とともに緩和の方向をたどってはいるが、それでも制約

面の有効性を軽視すべきではない。

(i)国防支出が国民経済全体にしめる比重は総じて一%以下であり、 こと、ただしたとえ一%以下でも、実数では日本のGNPはアジア諸国にくらべ格段に大きいので、これら諸国に 欧米・アジアの二~五%にくらべてかなり低い

第2-3表 防衛関係費と対 GNP 比

r		Manager State of Particles	Parameter Service	The second of th	
年度	防 類係費 (億円)	防 係費の対 GNP比 (%)	年度	防 関係費 (億円)	防 衛 関 係費の対 G N P 比 (%)
1945		•••	1970	5,695	0.79
1946			1971	6,709	0.80
1947		WHATE	1972	8,002	0.88
1948			1973	9,355	0.85
1949	· 		1974	10,930	0.83
1950	1,310	3.32	1975	13,273	0.84
1951	1,199	2.19	1976	15,124	0.90
1952	1,771	2.78	1977	16,906	0.88
1953	1,257	1.67	1978	19,010	0.90
1954	1,396	1.78	1679	20,945	0.90
1855	1,349	1.78	1980	22,302	0.90
1956	1,429	1.73	1981	24,000	0.91
1957	1,435	1.46	1982	25,861	0.93
1958	1,485	1.45	1983	27,542	0.98
1959	1,560	1.45	1984	29,346	0.99
1960	1,569	1.23	1985	31,371	0.997
1961	1,803	1.15	1986	33,435	0.993
1962	2,085	1.18	1887	35,174	1.004
1963	2,412	1.18	1988	37,003	1.013
1964	2,751	1.14	1989	39,198	1.006
1965	3,014	1.07	1990	41,593	0.997
1966	3,407	1.10	1991	43,860	0.954
1967	3,809	0.93	1992	45,518	0.941
1968	4,221	0.88	1993	46,406	0.937
1969	4.838	0.84	1994	46,835	0.948

注 防衛関係費=防衛庁「日本の防衛」などより、当初予算。 警察予備隊、保安隊段階も含む。防衛関係費の対 GNP 比= 同, GNP は当初見通し。

9 (B) 年度から一%台、 -事負担小の役割 一九六七年度から一%以下をつづけている。

軍事負担が小ということは、

戦後経済に次のような役割を果した。

日本の国防支出総額は第2―4表にみるようにアジア・オセニア諸国よりも格段に大きい

日本の防衛関係費の対GNP比率は、第2-3表にみるように 一九五○年度の三・三二%をピークに低下している。|

九五

とって日本の軍事力が脅威になりうることを考慮にい

れておく必要がある。

⁽出所) 読売新聞社 「THIS IS 読売」, 1994年11月臨増刊, 386 頁

第2-4表 世界各国の国防費と対 GNP 比

	国防支b (1985 年	出総額(百) 価格・交換	万ドル) レート)	国防支 GNP に	出の GDP a : 占める割合	または ・(%)
	1985年	1990年	1991年	1985年	1990年	1991年
NATO						
アメリカ合衆国	258 165	238 678	227 055	6.5	5.3	5.1
イギリス	23 791	21 669	22 420	5.2	4.1	4.2
フランス	20 780	18 113	18 044	4.0	2.9	2.8
旧西ドイツ	19 922	16 940	16 450	3.2	2.2	1.9
イタリア	9 733	9 320	9 146	2.3	1.8	1.7
カナダ	7 566	7 064	7 358	2.2	1.8	1.9
オランダ	3 884	4 134	3 947	3.1	2.8	2.7
アジア・オセアニア						
日本	13 151	16 059	16 464	1.0	1.0	1.0
中国	10 615	10 617	12 025	3.6	3.1	3.2
インド	6 263	8 506	7 990	3.0	3.2	2.9
韓国	4 399	6 637	6 359	5.1	4.4	3.8
台湾	4 136	5 304	5 474	6.6	5.4	5.4
北朝鮮	4 156	5 434	5 328	23.0	25.2	26.7
オーストラリア…	4 668	4 306	4 210	3.0	2.4	2.4
パキスタン	2 076	2 803	3 014	6.9	7.2	7.0
ベトナム	•••	2 311	•••	***	16.0	(* (*)
タイ	1 517	1 601	1 761	4.1	2.6	2.5
インドネシア	2 341	1 776	1 739	2.8	1.4	1.3
マレーシア	1 764	1 557	1 670	5.6	3.7	3.7
シンガポール	1 188	1 313	1 518	6.7	4.9	5.4
フィリピン	474	878	843	1.4	2.2	2.2
ニュージーランド	454	450	423	2.0	1.9	1.9
アフガニスタン…	287	•••	•••	8.7		MON.
スリランカ	228	361	340	3.8	5.5	4.8
ミャンマー	228	335	298	3.3	4.9	4.2

「世界国勢図会」,1994-1995,448~489 頁

生産が少いことは経済成長にとって有利である。 ()武器類の生産は、 生産全体の拡大には寄与するが、 再生産外消耗であることにかわりはない。 したがって武器類

与する。 (1)軍事費の資金源はもっぱら財政に求められる。 の支出、 例えば産業基盤投資への可能性を増大させることになる。それは平和・民需市場拡大型の経済成長に寄 したがって軍事負担が少くなると、それだけ財政による他の分野

である。 |||軍事負担の小は競争市場の性格を強めた。 なぜなら平和・民需財は軍需財よりも市場競争の性格を多くもつから

内 近の携帯電話、 げ、 型化・軽量化は行われてはいるものの、 **分軍事部門のほうが技術上の秘密性が強くそれだけ利用難であること、回また軍事部門は民間部門ほど価格引下** 間部門に使用したとすれば、おそらく民間の場合のほうがより多く技術進歩に貢献すると推定される。 れを民間利用に役立せることができるし、 岡軍事負担が小さいほど民間利用の技術進歩が大きくなると推定される。 (しかもかなり狭い家屋内) 大量販売の必要性が少く、それだけコスト・ダウンのための技術が発展し難いこと、 携帯ラジオ、 に置かねばならない商品の開発が重要だからである。 携帯パソコンのように持ち運びできるもの、 民間部門ほどその必要に迫られていないこと、というのは民間部門では最 現にそうなっているだろう。 しかしもし同じだけの金額を軍事部門と民 あるいはTV、 たしかに軍事は技術進歩をもたらし、 パソコン等のように家屋 ()軍事部門でも製品の小 というのは ح

② 農地改革

の狙いのように、 占領政策による基本路線の設定の第二は二度にわたって実施された農地改革である。(ロ) 全耕地にしめる自作地の割合を改革前の五四・一%から改革後の九一・七%に拡大することによっ 周知のように農地改革は、 そ

てほぼ日的をはたした。

(10) 二度の農地改革

月一一日であった。なお農地改革が実施され終えた直後に、農地法が施行された(昭和二七年一〇月二一日)。 |度の農地改革の根拠法が成立したのは、第一次農地改革法が昭和二〇年一二月一八日、第二次農地改革法が昭和二

(11) 農地改革の結果と性格

として自作地率は改革前の五四・一%から改革後の九一・七%に拡大した。反面、小作地率はこの間四五・九%から八・三%に 減少した。しかし農家の耕地面積は小さかったので(第2―6表)、後年農業の発達を遅らせた。 農地改革は全国五一六万町歩の耕地を対象に自作農の創設を目指した。この結果、第2─5表にみるように、全耕地を一○○ むしろ強

と、農地改革との差異である。そして農地改革がこのような特殊性をもつのは、マッカーサーや改革を直接担当したラデジンス 済史」、有斐閣、一九八五年三月、二四一~二四二頁。) 可欠のものと位置づけられたからにほかならない。」(橋本卓爾「戦後農業の起点・農地改革」、(所収)山崎隆三編「現代日本経 力に推進されたことである。この点も、アメリカの占領政策の転換によって大きく変化(弱体・後退)した財閥解体や労働改革 キーがしばしば発言しているように、農地改革の実施が非軍事化・民主化だけでなく、『反共』と日本経済の復興のためにも不 アメリカの対日占領政策の転換の前と後とをくらべてみても、特徴的なことは、「農地改革は一切方針転換されず、

農産物の増産、土地投資を促進し、農業生産力の拡大に役立ったが、このことは次のような意味をもった。 小作地が極小化することによって創設・拡大された自作地は、その後、 長期間、 農業に大きな影響をもたらした。

農業収獲物の換金化がすすみ、 農家はより多くの、 あるいはより優れた肥料、 農薬、 機械器具等を購入する

ことによって、資本主義市場の拡大に役立ったこと。

産は、 その分、 一。食料の増産は、 第2一7表にみるように、 約五割のシェヤーをしめる原料品や約二割のシェヤーをしめる製品の輸入を、 高度経済成長に直接寄与する合理化機械や原燃料の輸入を増加させた。 昭和二〇年代後期では、 輸入合計の約三割を占めていた食料品輸入の負担を軽減 相対的に増大させたから というのは 食料の増

		総	数	変動率	自作地	小作地	小作地 変動率	自作地率 (総数=	小作地率 100.0)
改革	前(1945. 11. 23)	5,155	,697	100.0	2,787,464	2,368,233	100.0	54.1	45.9
改	不[自作保有地	2,750		53.3	2.750,443	 -		53.3	
带.]	動[地主保有地	410	,991	8.0	n 	410,991	17.4	3	8.0
実 "	解放面積	51	S 11	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	\triangle (37,021),	\triangle 1957,242	82.6	$\triangle 0.7$	△38.0
績	解 売 渡 面 積	1,975	, 132	38.3	1,975,132		*****	38.3	
不貝	L保留国有地	19	, 131	0.4	and a	19,131	8.1		0.4
改革征	後(1952.10.20)	5,155	, 697	100.0	4,725,575	430,122		91.7	8.3

第2-5表 農地改革による耕地の自・小作地別面積の変化 (単位・町)

- (1) 改革前「農地等解放実績調査」(『日本農業基礎統計』, 113頁)。
- (2) 解放, 自作地 (37,021) は, 1950.8.1 現在「農地等解放実績調査」による。
- (3) 自作保有地=改革前・自作地 解放・自作地。
- (4) 地主保有地=改革前・小作地 解放・小作地。
- (5) 保留国有地一解放面積 売渡面積,解放面積=買収面積+国有地所管換
- (6) いわゆる残存小作地は、表の上では地主保有地と保留国有地の合計となる。
- (出所) 花田仁伍「現代日本農業の起点―農地改革」、(所収) 狭間源三編集代表「講座・日本資本主義発達史論」、第4巻、日本評論社、1969年11月刊、330頁。

第2-6表	経営耕地規模別の農家数
-------	-------------

(単位・1000戸)

暦 年						Ą	反	Ť	분	星	复多	₹		自給的
(1月1日)	総	数	計		0. 未	5ha 満	0.	5~ 1.0	1.	0~ 2.0	2.0~ 3.0	3.0~ 5.0	5.0ha 以 上	農家
昭和30	5	806		•••	2	285	1	955	1	357	179	28	1	
40	5	466		•••	2	096	1	762	1	352	214	36	2	•••
50	4	819			1	995	1	436	1	076	236	67	9	***
60	4	267		•••	1	856	1	182		883	234	93	19	***
63	4	136			1	698	1	177		890	242	106	24	***
平成 1	4	092		•••	1	675	1	162		881	239	109	26	
2	3	739	2 8	84		704	1	049		782	222	100	26	855
3	3	696	2 8	51		632	1	058		797	227	106	30	844
4	3	652	2 8	06		611	1	046		783	225	109	32	846
5		•••	2 7	55		585	1	029		774	222	111	34	***

資料 農林水産省「農業調査報告書」「農業動態調査報告」「農業構造動態調査報告」による。

- (注) 1. 都府県の総数及び 0.5ha 未満の階層には例外規定農家が含まれている。
 - 2. 販売農家欄の数値は平成1年以前は総農家の数値である。
- (出所) 経企庁「経済要覧」, 1994年版, 114頁。

第	2 -	7	表	商品類別輸入	X,	額	と構成比
---	-----	---	---	--------	----	---	------

百万円) (単位

維品	その他を	品	製	全	製品	原料用領		料	原	55	料	食	計	合	和	昭
%		%			%		%	2.41.05	 	%					-	1
.8	19	11.2	281		18.1	454	62.0	,553	1		199		,506	2	-11年	9 ~
. 1	7	4.6	188		4.9	199	49.5	,016	2	40.8	,659	1.	,069	4	21	
5	99	16.8	,407	3	10.3	2,088	19.7	,990	3	52.7	,681	10	, 265	20	22	
1.0	607	18.7	, 261	11	8.1	4,893	24.3	, 636	14	47.9	,890	28	, 287	60	23	
1.2	3,387	10.0	,503	28	11.7	33,237	34.0	,630	96	43.1	,698	122	, 455	284	24	
. 1	261	18.1	,948	62	6.3	22,097	42.0	, 287	146	33.5	,603	116	, 196	348	25	
.1	640	6.5	,998	47	1	54,033				27.2				ii.	26	
.1			,310			48,211									27	
.]	1,098	12.9	,098	112		90,619									28	

(資料) 大蔵省税関部(注)1. 原料品とは羊毛、棉花、植物繊維、 金属鑛, 石炭及 石油等の原生産物をいう。 2. 原料用製品とは毛糸, パルプ, 皮革, 油脂, 属等の如く全製品の原材料となるものをいう。

るが、

同支出の拡大は、

GNE内の他

の需要項目

例

促進する。

また消費財需要の増加は、

い る^{[3}

このため消費財生産は、

過去の消費財よりも経済成長を

個人消費支出を拡大させ

ほど重化学工業品の消費財化と消費財生産の迂回化がすすんで

0

(出所) ダイヤモンド社「ダイヤモンド経済統計年鑑」, 1954 年版, 1954 年 6 月発行, 60 頁。

よりも、

景気変動の安定要因として作用している。

12労働基本権

論社、 体交渉権・争議権のいわゆる労働三権 を総称して労働基本権という。」(末川博編「全訂法学辞典」、 てはその生存を確保するために労働権 「わが憲法は国民に生存権を保障する(憲二五) 一九七一年一月発行、 一〇三七頁)。 同七 乙 および団結権・ が、 を保障する。 日本評

13 重化学工業品の消費財化

これは戦後経済の特徴といえる。 戦後経済では重化学工業品に消費財が多く含まれるようにな 前では重化学工業品といえば、 資本財にほとんど限られ 例えば機械のなかに各種の電 てい

である。 3 労働組

合の拡充

が拡充された。このことは雇用の安定と所得の

増

加

に役立っ

労働組合の活動

憲法により労働者の労働基本権が保障され、

で、個人消費市場の拡大を促進した。戦後、

それも近年になる

気製品や電子製品、乗用車、化学品のなかの各種洗剤、家庭用肥料などがあり、これらのウェイトは決して小さなものではない。

④ 財閥解体から独禁法

財閥解体

財閥解体は、それにつづく独禁法(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の略称)とともに、財閥解体は、それにつづく独禁法(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の略称)とともに、 たんに一 時期

の出来事ではなくて、その後長く競争市場が形成されるための有力な要因となった。

また財閥解体は、財閥系企業にたいする財閥の家族主義的支配形態を崩壊させ、 その後の経営者支配の登場を速め

た。経営者支配はつぎのような理由でいわゆる資本家支配よりも高度経済成長に寄与するものと考えられる。

()経営者のほうが、資本家よりも、 経営の合理性を追求することが多いようである。たとえば、企業が借入れか増

資かの選択にせまられた場合、 経営者は資金調達のコストを重視しがちであるのにたいして、資本家は自己の持株

比率の動向を重視しがちになるであろう。

※経営者は企業内競争のなかから選抜される。 選抜の基準には幾多の要因が入りこむであろうが、 やはり基本的に

は彼が経営の専門家としてふさわしいか否かに置かれるのであろう。でなければその企業は競争上の不利な条件を

みずから求めた結果になるからである。

iii経営者は、 企業業績を向上させることによってリーダーシップを握る方向に努力しがちである。 資本家もまたむ

ろん企業業績の向上に努めるであろうが、彼には一定の持株比率を維持することじたいによって企業経営者たりう

るという基礎がある。

財閥解体は以上のような経営者支配の登場を促進し、競争を強めた。

独禁法

財閥解体後の状況を長期化させるために、またより基本的には財閥のごとき経済力集中体を生じさせないために、

独禁法が定められた。独禁法は一定のルールのもとに競争を促進する狙いをもっている。

テル)によって、市場支配力が形成されるおそれのある行為と状態を違法とした。このためたとえば、事業会社が他社 の株式を保有することじたいが禁止されたし、また企業の合併、役員の兼任なども画一的に原則禁止となり、 ルは、競争を実質的に制限するか否かを問わず禁止された。この厳格な原始独禁法は、 すなわち昭和二二年四月施行の独禁法(しばしば原始独禁法と称される)は、私的独占と不当な取引制限(たとえばカル(ほ) その後改訂されたが、 カルテ

の 改訂はつぎのような意味をもった。

いであった。 公布)と外資法(昭和二五年五月公布)の成立も大きな力になったことを思いだすべきであろう。さらにこの第一次独禁 昭和二四年六月成立の独禁法の第一次改訂は、外資導入にたいする障害条項(第六条、第四章)を緩和することが狙昭和二四年六月成立の独禁法の第一次改訂は、外資導入にたいする障害条項(第六条、第四章)を緩和することが狙 狙いどうり昭和二四~二五年には外資導入が始まった。ただしこのことには、 外為法 (昭和:四年一二月

法の緩和が、企業間の系列関係や企業グループの形成に端緒をひらいたことも重要である。

ば、 昭和二八年八月成立の独禁法の第二次改訂は、独禁法の基本にふれる大幅緩和であった。その主要な内容をあげれ ①企業分割規定の削除、②不況カルテルの容認、③合理化カルテルの容認、 ④再販売価格維持契約の容認、 ⑤ 合

併禁止事項の縮小などである。この影響として考えられるもののなかで、 昭和四五年に八幡製鉄株式会社と富士重工

株式会社の合併によって新日本製鉄株式会社が誕生したが、この合併は、 しかったのではないか。 (18) 仮に第二次改訂なかりせば、実現はむずか

であり、 |和五二年五月成立の第三次改訂は、 この点に特徴があった。 その主な内容は、 前 一回が独禁法の緩和をめざしたのにたいして、 ①ヤミカルテルにたいする課徴金の徴収、②同調値上げにたい 逆にその強化をめざすもの

る報告の可能性、 ③他社株式にたいする保有制限、④企業分割を可能とし分割に必要な要件を設定した。

上げ等という独禁法の改訂がおこなわれた。 その後も、平成三年(一九九一年)にはカルテルにたいする課徴金の引上げ、平成五年(一九九三年)には罰金刑 の引

があった。 きるだけ文字通りに運用しようとする傾向もある。もっとも時として公取委もかなり通産省よりの解釈をしめすこと 府内でも通産省のように独禁法を緩和方向に運用しようとする傾向をもつものもあれば、 独禁法の諸改訂は以上のようであるが、いまひとつ法改訂以外に重要なものとして法の運用面がある。 公取委のように独禁法をで たとえば政

14) 財閥解体

部分に支配力を有する財閥コンツェルンおよび金融コンツェルンを解体するための政策は助長さるべし。」とのべられている (経企庁「戦後経済史(総観編)」、大蔵省印刷局、一九五七年三月刊、二七頁)。 財閥解体の基本方針は、一九四五年九月二三日付「降伏後におけるアメリカの初期対日方針」において、「日本の商工業の大財閥解体の基本方針は、一九四五年九月二三日付「降伏後におけるアメリカの初期対日方針」において、

三井物産、三菱商事の解体、⑤ポツダム政令による電力事業の再編成、であった。 就任禁止、③主な財閥系企業の解散、分割{持株会社八三社の解散(四二社)および再編成(四一社)}、④GHQの指令による 財閥解体の手段は、①株式の公開による資本的結合の分断、②財閥家族および同一戸籍にある者の、財閥系企業への一○年間

(15) 原始独禁法

占領政策の影響が色濃く投影されていた。このため競争制限にかんする禁止規定は厳しかった。 さらには財閥のごとき支配構造の再編・復活を阻止することにあった。同法には、経済民主化の徹底というアメリカの初期対日 最初の独禁法は原始独禁法と称され、 昭和二二年七月施行された。原始独禁法の目的は、財閥解体の結果を定着させること、

(16) 昭和二四年の独禁法第一次改訂

改訂の背景

改訂の背景は、 米国側には初期対日政策が転換され (昭和二三年一月六日の米陸軍長官ロイヤルの声明)、 日本経済の強化が

れる。最後の株式問題が発生した理由は、 志向されるようになったこと、日本側には外資導入の道をひらくこと、巨額の株式を購入・保有する必要があったことがあげら レーションによって、企業の自己資本比率が低下したので、これを充実するために増資の必要があったことにある。 財閥解体によって大量の株式が放出されることになったこと、 戦時・ 戦後のインフ

改訂の主内容

主で、 とになった。たとえば原始独禁法では、 されていたし、また役員の兼任もやはり画一的に禁止されていたが、これらの規定を緩和した。ただしこの緩和は手続き問題が 上記の要請に応えるため、独禁法の第四章(株式保有、役員兼任、合併、営業の譲渡にかんする制限) 内容的には小範囲であった。 事業会社の株式保有は、企業規模の大小、 競争制限の有無にかかわらず、 を中心に緩和されるこ 画一的に禁止

見り製を

狙いどうり、外資導入の道が開かれたこと、また企業間の支配関係、たとえば系列化の端緒が開かれたことがあげられる。 (この項の参考書。 公正取引委員会事務局 「独占禁止政策三十年史」、大蔵省印刷局発行、 昭和五二年七月刊、 五一~五四頁)。

(17) 昭和二八年の独禁法第二次改訂

た。 権限が与えられた。政府は独禁法の改正要綱を作成し、昭和二六年七月以降、総司令部と折衝を開始した。 対日講和条約が発効し、日本が独立国になったので、政府は独禁法の本格的改訂をめざすことにし、そのための再検討を開始し 末、米本国の指令にもとづいて、独禁法の改正を承認しない旨通告してきたので、日本政府は断念した。昭和二七年四月二八日 昭和二六年五月一日のリッジウェイ連合軍最高司令官の声明により、日本政府には、占領下に実施された法制度を再検討する 総司令部は、二六年

勧告操短がおこなわれたが、これは実質上独禁法を緩和する現実の動きであった。 もう一つの背景として、朝鮮特需ブームの後、昭和二七年四月から綿紡・化繊・ゴムタイヤ等において通産省のリー ドによる

改訂の主内容

主な改訂内容は次のとおりである。 大幅緩和であり、この点昭和二四年の第一次改訂とは異る。また二八年前後から独禁法の適用除外法が簇出した。 昭和二八年八月六日、 独禁法第二次改正法が成立、 九月一日に公布、即日施行された。二八年改訂は、 独禁法の基本にふれる

(1) 共同行為にたいする規制の緩和

(i) 不況カルテルの容認

可の取消し、変更を申出ることができるとし、もし主務大臣がこれに応じなくとも、 用除外ではなくなるとされた。 ちに欠けたときは、主務大臣は認可の取消し、変更が可能である。他方、公取委の方でも独自の見解によって、主務大臣に認 不況カルテルは事前認可制になっている。認可権は、公取委の認定を前提として、主務大臣がもつ。ただし認可の要件がの 一カ月が経過すれば、当該カルテルは適

(ii) 合理化カルテルの容認

つぎのような特定の共同行為は、 合理化カルテルとして認めることになった。 企業の合理化をもたらすが、それだけでなく広く産業の進歩発達に役立つ場合があるの

生産費の引下げや技術の向上、能率の増進などである。 すなわち、生産部門の事業者が、規格の統一、製品の標準化、 生産品種の専門化、 廃物・副産物の共同利用などのように、

② 第四章関係規定(株式保有、合併、役員兼任等の制限)等の緩和

との趣旨から、つぎのような緩和改訂がなされた。 制が厳格であり過ぎたり、あるいは不当に画一的な制限がおこなわれたりしているためである。これらを是正する必要がある 提案者の認識によれば、日本経済の体質が弱く、企業の経済力が国際的に弱いのは、 独禁法の株式保有や役員兼任などの規

(i) 事業会社の株式保有制限の緩和。

から緩和されていた。今回の昭和二八年改訂では、これをさらに緩和することになった。 事業会社の株式保有制限は、前述のごとく(注16参照)、すでに昭和二四年の改訂時において、外資導人、証券消化の観点

なわれることになった。 すなわち、株式の保有制限は、「競争を実質的に制限することとなる場合」と、「不公正な取引方法による場合」 にのみおこ

(ii) 金融業の株式保有制限の緩和

金融業の株式保有の限度を五%から一〇%に緩和した。

一 役員兼任にたいする規制条件を緩和した(内容略)。

(iv) 合併を規制する要件のうち、「不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合」 が削除された。

(vii)

 (\mathbf{v}) 取引上の地位の不当利用を規制した。これによって、たとえば、大企業による下請代金の不当な支払遅延や、銀行による 両建の強要などが規制可能となった。 (ツは強化改訂)。

(vi) 再販売価格維持制度の新設。

当廉売やおとり販売などの不当な競争(何が不当かはかなり問題点となる)が主として小売面でおこなわれており、 小売商の利益が侵害されることがあったためである。しかし画一的にこれを禁止することは現実的には無理と考えられたの で、具体的に適用商品を指定し、契約を届出制とすることによって、濫用を防止し、不公正な取引方法の適用除外とした。 この制度は、商標などの付いた日用品および著作物について再販売価格維持行為を認めようとするものである。これは、不 企業分割の規定を削除した。すなわち、不当な事業能力の較差がある場合には、公取委はこの較差を排除するための措置 このため

18 新日本製鉄株式会社の誕生

を命ずることができる、という主旨の規定を削除した。

ようだ。 た。したがって、もし昭和二八年の独禁法の緩和がなければ、新日本製鉄の誕生は実現難であったと考える向きが当時多かった シェヤーでは両社合計のシェヤーは三十数%であり、そのすぐ下位 新日本製鉄株式会社は、八幡製鉄株式会社と富土製鉄株式会社の合併により昭和四五年三月三一日に発足したが、粗鋼の生 (第三位)の日本鋼管の十数%強にたいして大きな差があっ

19 昭和五二年の独禁法第三次改訂

年一二月二日実施である。 昭和五二年の独禁法第三次改訂は、 前二回と異なり、独禁法を強化する方向でおこなわれた。昭和五二年五月二七日成立、 [1]

強化の改訂がおこなわれた理由はつぎのとうりである。

- 乱物価とも称されたほどであり、昭和四八年九月から四九年四月までのわずか七か月間に卸売物価指数では二五%増、 て世論の反発を買った。 価指数では一七%増であった。この間、ヤミカルテルや便乗値上げが横行し、石油業界では千載一遇の値上げチャンスと発言し 第一次オイル・ショック直後のはげしい物価騰貴を批判して、反独占の世論が高まったこと。この物価騰貴は、当時、狂 消費者物
- れたこと。その主な例をあげれば、 当時の市場状況が競争制限的傾向を強めていたにもかかわらず、独禁法が不備であったため、効果ある規制が困難と解さ

- かったこと。このため、たとえば、昭和二八年独禁法緩和のさい削除された企業分割の規定を復活させた。 当時の独禁法は、 独占的行為を規制することはできたが、市場の独占的状態による競争制限にたいしては規制が難かし
- で 課徴金を徴収することにしたこと。 カルテルにたいしてはその排除を命令しただけでは、カルテル実施期間は同参加事業にとっていわゆるやり得になるの
- (iii) 株式保有による事業支配力の拡大を抑えるため、事業会社、金融機関の株式保有制限を強化したこと。
- うけたこと。 (3)一九七〇年代にはいると、欧米諸国でも独禁法類似法の強化改訂や積極的運用がみられるようになり、日本もこの刺戟を

改訂の主内容

和五二年第三次改訂の主な内容はつぎの通りである。

- (1) ヤミカルテルにたいし課徴金を徴すること、
- 3 2 会社は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、その株式を取得し、または所有してはなら 公取委は価格の同調的引上げにたいしては報告を求めることができること、

また金融業にたいしても他の基準による他社株式の取得・所有の制限が設けられたこと、

4 持株会社の設置を禁止したこと。

ないこと、

なお持株会社とは、株式所有によって、国内他会社の事業活動を支配することを主な事業とする会社のことをいう。

(5) の合併は認められない。 会社が合併する場合には、「当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」には、こ

訂時に復活したものである。 なお右のカギカッコ内の規定は、昭和二八年改訂のさい、合併の規制要件として削除されたものであり、これを昭和五二年改

による基本路線の設定」の項についての説明も終ることになる。 以上でタイトル「④財閥解体から独禁法」の項の説明を終る。これによってタイトル第一の柱である「⑴占領政策

ところで既述のように (回の冒頭)、戦後日本の経済体制の枠組みは、 四つの柱で設定されていた。そこでつぎに、第

一の柱である「金融 財政面での制度的増強」について述べることにしたい。

(2) 金融・財政面での制度的増強

面では各種の金融機関が新設されたこと、財政面では均衡財政主義、 戦後経済体制の枠組み設定の一つとして、 金融・財政面で新しい制度ができた。ここにいう新しい制度とは、 シャウプ税制、 財政投融資制度が発足したこと

つぎに、これらについてその主要な内容をみよう。

① 金融面での制度的増強

企業むけ金融、 た年をしめしてある。一見してわかるように、根拠法の成立は昭和二〇年代に多い。また長期金融、 (現在でも大差はない)。 第2— 8図は、 その他のさまざまな専門分野を活動舞台とする金融機関が新設されている。 日銀を除いて、昭和六○年一二月現在の、民間および政府系の金融機関を一覧表にしたものである それぞれの金融機関の後のカッコ内に、 当該金融機関が依って立つ根拠法名とその法律ができ 貿易金融、

庫 (労金) のようにまったくの戦後 (昭和二○年代)の新設というのは少い。

第2-9図にみるように、その大部分は戦前・戦中に何等かの前史をもっており、

② 財政面での制度的増強

ただし新設といっても、

財政面での新しい制度的増強についてはつぎのようにいえよう。

(i) 均衡財政主義

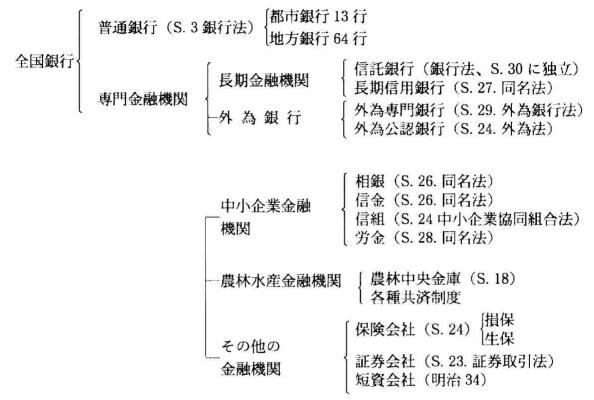
均衡財政主義はドッジ・ライン (後述のⅢ $\stackrel{|}{\stackrel{(3)}{(3)}}$ のさい設定された。 経済成長にとってのその意味は、

(2) 国債の不発行は、資金需要が旺盛な民間資金を圧迫しないこと、

第2-8図 金融機関一覧表

民間,政府系の金融機関の現体制は、次のように、主として昭和(S.) 20 年代に整備された(除日銀, S (昭和) 60 年 12 月現在)。

民間金融機関



政府系金融機関

銀 行 開銀 (S. 26) 復金を引継ぐ 輸銀 (S. 25 輸出銀行, S. 27 輸出入銀行)

郵便局

他

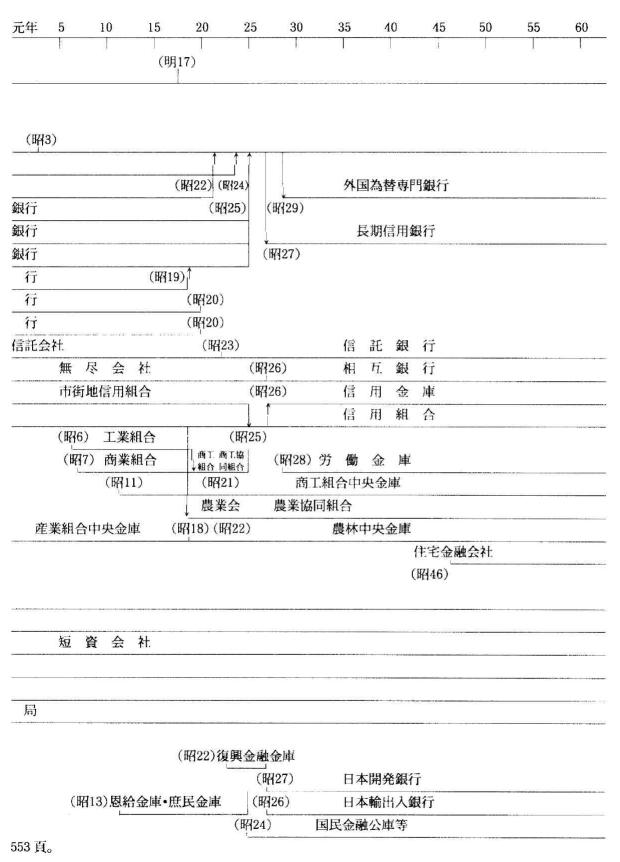
海外経済協力基金(S. 36)

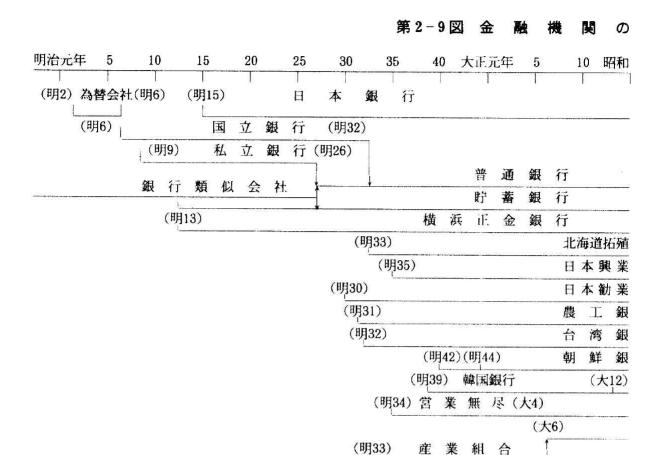
事業団、公団(うち融資を行うのは、各3つずつ)

資金運用部 (S. 26)

- 注 1 表中の「S 〇〇, 同名法」とは、例えば信金(信用金庫の略)では、「昭和 26 年にできた信用金庫法」を指す。
 - 2 (出所) 鈴木淑夫「わが国の金融制度」, 日本銀行金融研究所, 1986年8月刊, 553頁, 他。

系 譜





(大13)

(明12)	(明33)	損害保険会社			
(明14)	(明33) 生命保険金				
Мессо по произвидинения	(明34)				
(明11)	株式取引所	V - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			
(明12)	手形交換所				
明8)		郵便			

 (参考)
 日本銀行法施行
 昭和17年3月

 銀行条例・貯蓄銀行条例施行
 明治26年7月

 銀行法施行
 昭和3年1月

(出所) 鈴木淑夫編「新版・わが国の金融制度」、日銀金融研究所発行、1986年8月、

ので、 めの公共投資には、 (\Box) 政府の意図による支出抑制項目や重点項目の選択に援用されたこと。このため、たとえば、 財政収入面の制約が強いので、 活発な民間投資に即応するだけの額を充当することができた。反面、 旺盛な財政支出を抑制する大義名分が均衡財政主義によってあたえられた 生活基盤のための公共 産業基盤のた

(20) 国債の不発行

投資は抑制された。

源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、 財政法(昭和二二年四月施行、その後多回数の改正あり)第四条〔歳出財源の制限〕 その財源としなければならない。 但し、 第一項に曰く、 公共事業費、 出資金及び貸付金の財

昭和二五年に公(21-12)

た。 体系的な租税改革論である。それはたんなる議論にとどまらず、現実に国と地方の抜本的な租税改革をもたらし 昭和二五年に公表されたシャウプ勧告は、 国税、 地方税を通じる租税原則をしめしたものであり、 全面: 的かつ

ぼし続け、再検討・再評価のみならず復帰論も後を絶たない現況も」、重要なものとして、注目する必要がある。 「また、シャウプ勧告の租税体系が事実上崩壊した後も、租税改正およびその論議に無視しえない影響をなお及(マロータ) この意味で、シャウプ税制は戦後税制の原点をなすと考えられる。

(21-1) シャウプ税制

史年表」、岩波書店、一九六六年七月刊、二九四頁)**、** シャウプ税制使節団は、昭和二四年五月一〇日に来日し、同年八月二六日税制改革勧告案を発表した(歴史学研究会編 一日本

勧告には資本の育成、蓄積に対する配慮は行われたが、滅税額は予想に反して少なく、強く耐乏生活を要求するものとなったの シャウプ勧告の性格についてみれば、 「シャウプ勧告は税制による資本蓄積の基礎を具体化したものである。 従ってシャウプ

である。」(経企庁戦後経済史編纂室「戦後経済史 (財政金融編)」、 大蔵省印刷局、 昭和三四年八月刊、

がおこなわれた(同上参考)。 しかし実際の税制改革においては、シャウプ勧告には、たとえば所得税では勧告を上回る減税が実施されるなど、若干の修正

のあり方についてのべている。 一つの時期に分けられるであろう。第一の時期は、発表当時から昭和三○年頃までであり、 シャウプ勧告にたいする評価は時期によって異るとして、和田八束氏はいう。「現在(昭和三○年代央ごろ─名島)までに大きく (評価じたいは長くなるので略)。(和田八東「現代租税論」日本評論社、 以降は第二期といえよう。」と評価 昭和四五年八月刊、七

シャウプ税制の崩壊

壊することになる(佐藤進、宮島洋「戦後税制史」、税務経理協会、昭和五四年一○月刊、三八、四○、四四頁)。 きがはじまっている。この動きは強まり、国税では昭和二八年度予算 昭和二四年に公表されたシャウプ勧告は、翌昭和二五年には実施に入いるが、早くもその翌年の昭和二六年から税制改訂の 地方税では昭和二九年度予算においてシャウプ税制は崩

動

よって日本が独立し、政策決定権限が日本側に帰することになったので、これをチャンスとして日本政府は同税制を崩壊させた (前出書、三九~四○頁)。 このようにシャウプ税制の崩壊が急テンポで進んだ理由は、 昭和二六年九月の平和条約の調印と昭和二七年四月の同発効に

$\widehat{22}$ 佐藤進、宮島洋「戦後税制史」、 税務経理協会、 昭和五四年一〇月刊、二頁

(iii) 財政投融資1

うために財政収入には多様な方法が図られている。 とうりである。 現代経済の一特徴は、 公共経済の拡大にある。この要請にもとづいて財政需要の拡大がみられるが、これを賄 財政投融資もこうした方法の一環であり、その機能はつぎの

(1) 金融的性格

財政投融資の源資 (資金源) および運用(支出)とも、概して金融的に調達され、配分される。運用面では、

昭

なると、大企業向けの比重低下が顕著にみられるようになり、替って民生向け支出の比重増加があらわれた。(33-2) 和二〇年代では産業基盤向け支出と大企業向け支出に重点が置かれていた。ちなみに昭和三〇年代、四〇年代に

回 民間金融機関への補完

機関は、これを政府の肩入れととらえて自も融資に乗りだすのである。初期の石油化学産業はこの一例になろう。 収益上リスキーであると考えた場合には、この分野への融資を渋り、あるいは厳格すぎる融資条件を提示するこ なわち、 期における資金量の不足を補うことにあった。しかしより重要な機能は、質的補完ともいうべきものである。す とが生じうる。このような場合、財政投融資計画にそって政府系金融機関から融資が行われるならば、 財政投融資は、 国民経済的立場からみれば、たとえ必要な融資であっても、たとえば民間金融機関がそのような融資は 民間金融機関を補完する役割をもった。補完とはまず量的補完を意味し、それは高度経済成長 民間金融

景気政策の手段

げられたが、一般会計の変更には制約が強いので (但し、行われてはいる)、主として財政投融資の変更が行われて は景気政策の観点から財政投融資のあり方を決めることができた。しばしば景気政策としての財政政策が採りあ 財政投融資については、その規模、運用とも、 昭和四七年まで政府の裁量にまかされていた。 したがって政府

いた。

段になり易すかったわけである。 運用特別措置法」が制定され、 なかったし、 しかし財政投融資が政府の専管事項であることについて、国会の側から疑義が提示されて、昭和四八年 また同法は一定範囲内とはいえ、 国会統制が加わった。 政府に裁量権を認めていた。それだけ財政投融資は景気政策の手 しかしこの国会統制は本予算にたいするほど強いものでは 「長期

(23―1) 財政投融資

戦後では昭和二四年のドツジ・ラインのさい見返資金特別会計が新設されたときに芽をだした。 財政投融資は、明治初期からはじまっている(鈴木武雄編「日本の財政」、至誠堂、 昭和三六年五月刊、三一七~三一八頁)。

資金運用部資金特別会計、開銀・輸銀などの政府関係金融機関、民間金融機関、政府保証債の発行、などをいう。 四〇年代)にみられる財政投融資の諸機構が整ったからである。諸機構とは、産業投資特別会計(見返資金特別会計より発展)、 しかし通常、財政投融資の戦後の出発点は昭和二八年度と考えられている。この頃までに、高度経済成長期

(23-2) 財政投融資の源資と運用

八年度、三〇年度、四〇年度、五〇年度の四時点を採っている。なおこれら四時点の諸計数の変化過程はほぼ系統的であり、 レギュラーバンドした計数をふくんでいない、為念。 財政投融資の源資と運用については第2―10表のごとくである(より詳しくは第2―11表、第2―12表参照)。 表には昭和二

表からつぎのことがいえる。

い。(第2-10表の③、第2-11表) へとかなり増えた。 ついで厚生年金の比重増大も目立つ。 したがって源資面は零細な国民資金を集めたものとの性格がつよ ⑴源資面は、郵便貯金を中心に金融的に集められている。郵貯の比重は昭和三○年度の二七・五%から五○年度の三五・一%

え増加の性格がつよい。 %(昭和三○年度)から八・○%へと増えた(第2−12表)。大企業向け支出構成比の減少については、民間ベースの金融を、 て、同期間中に、民生向け支出構成比が一九・一%から四四・五%へと著増し(第2―10表④)、また道路向け支出が三・七て、同期間中に、民生向け支出構成比が一九・一%から四四・五%へと著増し(第2―10表④)、また道路向け支出が三・七 大企業が基本的には自力で獲得しうるほど、充実してきたためである。また民生向けの著増については、一般会計からの振替 ⑪運用面では、 大企業向け支出構成比が昭和二八年度の二九・一%から五○年度の一○・七%へと顕著に減り、 これに反し

(3) 外為法・外資法の役割

五年五月に公布され、ともに戦後の高度経済成長に寄与するところ大であった。 外為法(「外国為替及び外国貿易管理法」の略) は昭和二四年一二月に公布、外資法 (「外資に関する法律」の略) は昭和二

外為法の機能は多岐にわたるが、そのなかでも外貨予算制度(昭和二五年一月から、IMF八條国とGATT一一條国に

第2-10表 昭和28年度財政投融資の源資と運用

1

昭和28年度

資

金

計

債

田

源

資

会

%

%

一般会計繰入

資 金 運 用 部

募

自己資金等

名 目 GNP (億円)

計

A/B

保

投

簡

産

公

合

ť	
	10.3%
	38.0
	4.4
	11.9
	3.4
-	32.0
	100.0
()	4,595
3)	75,264
	6.1

(2)

昭和	28	年	度
HUTTH	20		X

		選	Ĺ	月	j	-10-70 1/5-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-
民間	引への	産業	資金	供給		49.9
民間	引への	住宅	資金	供給		4.3
政	府事	業 建	設力	设 資		23.3
地	方	債	引	受		22.5
合	***************************************	計	{ % 億	P]	(A)	100.0 4,595
名	目(A/B	GNP	(億円 %	1)	(B)	75,264 6.1

③ 財投の源資構成比%

昭和年度	30	40	50		
産投会計	5.7	2.4	0.6		
資金運用部	51.3	66.8	82.7		
郵 貯	27.5	26.1	35.1		
厚生年金	10.5	18.3	17.3		
国民年金	13.3	2.6	0.9		
簡保資金	16.1	16.1 6.2			
政保債·借入金	17.3	24.6	8.7		
A 31. %	100.0	100.0	100.0		
合計 億円	2,978	17,764	11,547		
対 GNP 比	3.3	5.4	7.8		

④ 財投の運用構成比%

昭和年度	28	40	50
民生向け	19.1	33.0	44.5
小生産者 ″	19.1	19.8	19.7
産業基盤 "	32.7	31.9	25.2
大企業 "	29.1	15.3	10.7
合 計	100.0	100.0	100.0

- 1 東洋経済『経済統計年鑑』,76年p.287;28年度は『セミナー経済教室』の『現代財政論』,p.58
- 2 名目 GNP は大蔵省財政史室編「昭和 財政史, 19」29 頁
- 3 民生向け:生活環境,厚生,文教,小 生産者向け:中小企業,農林漁業,大企 業向け:基幹産業,輸出振興

第2-11表 財政投融資源資の推移

(単位 億円,%)

区	分	番	昭和	30 年度	40 4	年度	50 £	F度	60 £	 F.度	平成 3	年度
	21	号	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	当初計画	構成比
般	会 計	1	111	3.7		881		·		124-2		
産業投資	特別会計	2	160	5.4	430	2.4	655	0.6	310	0.1	657	0.2
資金運用	引部資金	3	1,529	51.3	11,872	66.8	98,002	86.4	236,423		291,349	
郵 便	貯 金	4	820	27.5	4,645	26.1	50,501	44.5	87,394	29.7		
	・国民年金		314	10.5	3,697	20.8	21,321	18.8	53,254	18.1	64,300	
回 収	金 等	6	395	13.3	3,530	20.0	26,180	23.1	95,775	32.5	139,049	37.2
簡保	資 金		482	16.1	1,095	6.2	10,141	8.9	25,774	8.8	63,050	16.9
余剰農産			180	6.0		(200		-	144			
政府保証值 証借入金	・政府保	9	516	17.3	4,367	24.6	4,639	40.9	31,814	10.8	19,000	50.8
合	計	10	2,978	100.0	17,764	100.0	113,437	100.0	294,321	100.0	374,056	100.0

⁽注) 48年度計画から様式が変更されたことにより、「産投出資」は「産業投資特別会計」に、「公募債借入金等」は「政府保証債・政府保証借入金」に改められた。

(出所) 大蔵省主計局調査課編「財政統計」,平成3年度版,平年3年12月刊,316~317頁

第2-12 財政投融資使途別分類の推移(当初計画)

(単位 億円,%)

1	×		×		時		æ		î		胜		n±		番	昭和:	30年度	401	丰度	504	丰度	60年	進	平成 3	」, /o/ 3 年度
	<u></u>			'ব	号	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比										
(1)	住			宅	1	445	13.8	2,259	13.9	19,966	21.4	52,893	25.4	94,745	32.6										
(2)		活環	境	整備	2	247	7.7	2,010	12.4	15,573	16.7	32,809	15.7	10 00											
(3)	厚	生	福	řít.	3	69	2.1	585	3.6	3,133	3.4	5,957	2.8	Į.	3.5										
(4)	文			教	4	146	4.5	493	3.1	2,752	2.9	7,453	3.6												
(5)	中	小	企	業	5	262	8.1	2,045	12.6	14,505	15.6	37,644	18.0												
(6)	農	林	漁	業	6	286	8.9	1,169	7.2	3,795	4.1	8,906	4.3		A PAPENTINE COLE										
)~(計	7	1,455	45.1	8,561	52.8	59,724	64.1	145,662		207,790											
(7)	国(復)	土保全 日	<u>.</u>	災害	8	248	7.7	506	3.1	1,100	1.2	4,728	2.3		1.1										
(8)	道			路	9	118	3.7	1,284	7.9	7,444	8.0	18,264	8.8	29,832	10.3										
(9)	運	輸	通	信	10	393	12.2	2,250	.53346 1933	11,849	12.7	17,634	8.4	The State of	5.1										
(10)	地	域	開	発	11	274	8.5	1,124	7.0	3,059	3.3	5,112	2.4	7,090	2.4										
(7) ~ (1	0) /]	١ أ	it	12	1,033	32.1	5,164	31.9	23,452	25.2	45,738	21.9		18.9										
(11)	産	業•	技	術	13	506	15.8	1,262	7.8	2,764	3.0	6,033	2.9	9,377	3.2										
(12)	貿易	易・縚	済t	協力	14	225	7.0	1,219	7.5	7,160	7.7	11,147	5.4		6.5										
(1) ~ (1	2) 計			15	3,219	100.0	16,206	100.0	93,100		208,580		291,056	100.0										
(13)	資	金	運	用	16		38 83 2			2500		4-		77,000											
合	*i		ã	Ŧ.	17	3,219	100.0	16,206	100.0	93,100	100.0	208,580	100.0	368,056	100.0										

⁽注) 使途別分類表は、36年の資金運用部資金法改正により作成されるようになったものであり、30、35年度は、36年度以降の基準で分類した一応の試算である。 (出所) 同前、316~317頁

移行する直前月の昭和五九年三月まで存続した)のもつ意義は重要であった。 すなわち

A 外貨予算制度の機能

- 1 うとしていた。このため、 当時の外貨政策は、外貨の保有量が稀少であったため、なるべく日本経済の発展に必要な物資輸入に限定しよ 製品輸入も行われてはいたものの、 できるだけ原材料の輸入にウエイトを置き、
- 発展に便ならしめた。
- 2 引締政策のさいには、 段として即応性をもつことになった。 は現通産省の専管事項であり、国会審議を必要としない。外資予算はそれだけ機動的性格をもち、景気対策の手 景気対策は主として金融・財政政策に依存していた。しかし外貨予算制度もこれを補佐していた。 外資予算を圧縮ないし繰延べる手段をとった。外貨予算は、半年毎に編成され、 たとえば、 物資予算
- 3 System)、他の一つは自動承認制である。(AA制と以下略称。Automatic Approval System)。 物資の外資予算には、二通りの組み方があった。一つは外貨割当制であり(FA制と以下略称。 Fund Allocation
- (i) FA制の性格

F A 制は、 一つ一つの輸入物資ごとに、輸入先地域を指定して、予算枠が決定される。したがって次の性格

をもつ。

- (1) 貿易は二国間協定によって行われることが広範囲であった時期には、 実績は均衡に成功しない片貿易のケースが間間みられた)。 その均衡を図るのに便であった 但
- (\Box) ど保護する必要があるかを考慮して、石油の輸入量を決めるとか、あるいは合成繊維の育成を考慮して、原 外貨予算制度は、 産業政策として最も有効に機能する手段の一つであった。例えば、 石炭産業をどのてい

棉・原毛の輸入量を決定するとかが、それである。

- 44 のさいの割当基準が産業政策として重要な意味をもつ。石油を例にこれを説明しよう。 こうして決められた外貨予算枠は、 原則として、当該輸入物資を使用する個別メーカに割当てられる。 そ
- (a) 基準に外貨を割当てた (設備割当基準)。この結果、 石油精製能力の拡大が政策的に一義的重要性をもった時期 この前提には石油精製品のうち燃料油にたいする国内需要が旺盛であったという事情が存在する。 精油企業は、精油能力の拡大に努め、 (昭和二六年~二七年)には、 現にこの実績を挙げ 精油能力の大小を
- **(** (昭和二八年~二九年)。なぜなら生産実績を拡大すれば、増産した石油製品を販売しなければならず、 販売網の拡大が必要となるからである。 ついで、行政当局が石油企業の販売網の育成が必要と認めた場合には、 割当基準を生産実績基準に改めた このた
- (C) 在のそれが将来のそれになるということで、業界の勢力関係が安定をみることになるからである。 うと考え、外貨割当基準を輸入実績基準に改めた。すなわち、過去の輸入実績が現在の輸入実績となり、 こうして石油業界の地図が、優劣を反映した形に到達すると、行政当局は、この状態で業界を安定させよ

ii AA制の性格

であった。 からAA制品目に移し替えることがおこなわれたが、これはいわば外貨予算制度の枠内における貿易の自由化 入先地域も指定されていないことにある。 AA予算の特徴は、 他 「の一つはAA制である。これは、多数の輸入品目が一括されて外貨予算のAA制という区分に計上される。 輸入が多くなってAA予算が不足する場合には原則として追加計上されること、 企業への外貨割当はむろんない。 したがってある品目をFA制 および輸

一懸念されたことは、 ちなみに、 貿易・為替の自由化が一 外貨予算制度のFA制がもつ産業政策的側面 層進行し、 外貨予算制度そのものの廃止問題が登場してきたときに、 (前述) が失われることへの憂慮であった。 最

iii 例外事項

上記の外貨予算制度の機能には、つぎのような例外がある。

- (1) 割当てられた。 引を申込むことになり、 理の問題にとどまらない。というのは、 社育成政策、 カーを系列化する姿があらわれてくる。 ちになる。そしてこのことが何回も繰返しおこなわれる。このため商社が頂点に立ってそのもとに中 の割当がある。 外貨の割当対象は、 系列化政策の有力な一つになっていた。 その意味は、 例えば、 前述のように、 できるだけ多くの外貨を得たいという条件のもとでは力関係は商社に有利になりが ある原材料を使用するメーカ たんに割当対象をメーカーから商社に変更するといういわば技術的・事務的 原則として、 外貨割当を受けようとする多数の中小メーカーが、 いわゆる商社系列と称されるものであり、この意味で商社割当は メーカーであるが、このかなり大きな例外として、 ーが多数の中小企業からなる場合には、 少数の商社に取 主要商社 商社 処
- (口) けである。 い F た場合、 A制には短期の需給調節機能があった。すなわち、 現実に削減しなくとも、 この操短を遵守しないメーカーにたいして一種の罰則として割当外貨量を削減すると脅かすわ その可能性のあることが操短遵守につながりやすかった。 行政当局が操業短縮を必要と考え、 勧告操 短に は
- (1) 問題が残る以上、 FA制にはグローバ F ルFA制と称せられるものがあり、 A制の産業政策としての機能に変りはない。 これは輸入先地域が指定されていない。 だが割当
- (=)AA制にも非ドルAA制と称せられるものがあり、 これは通常のAA制 (即ち、 グローバルAA制) よりも輸

第2-13表 1950 年代の技術導入件数の推移

年度	機械	化学	金属・ 同製品	その他	計
1949~50	15	8	1	3	27
1951	50	23	9	19	101
1952	70	16	16	31	133
1953	68	14	8	13	103
1954	43	22	4	13	82
1955	41	17	7	7	72
1949~55	287	100	45	91	518
1956~61	610	256	112	169	1,147

- (žE) 1. 技術援助契約件数。
 - 外資導入年鑑編集委員会『外資導入年 鑑』1962 年版,299 ページ。1966 年版, 169 ページ。

一五年公布)による場合がある。

В 技術導入

た高度経済成長に大きく寄与したこと、これらの具体的姿をつかんでおきたかったからである。

および同制度が属する外為法が、外資法とならんで、これ

は

それ

じたいが高度経済成長に重要な役割を果したこと、

外為法 な役割を果したことは、あらためて説明するまでもない。 日本経済の発展にとって、外国技術、とくに米国技術の導人が大き (昭和) 一四年公布) による一般的な場合のほかに、 外資法 技術導入は (昭和

外国資本、 資法は、 外国技術にたいしては、元本、果実の本国送金を保証する 日本経済の発展と国際収支の改善という条件に役立

学、 2 も のであった。この結果、 金属の業種、 13表のとおりである。 すなわち重化学工業の業種において最も多い。 技術導入が促進された。 表中にみるように、 技術導入は機械、 その統計計数は第 これ 化

人先地域が限定され てい

(北) 自動F 制 (AFA制) なるものがあり、 予算枠が不足した場合には、

したがってFA制の機能面はもつことになる

(前項

原則として追加計上される。

4 (イ)参照)。

まとめに代えて 以上述べたことは、 予算が業者に割当てられる点ではFA制と同様であり、 外貨予算制度についてであった。ここで外貨予算制度をやや詳しくとりあげたの

らは先端的技術をもって、 ○年間に は実に七二%という驚異的増産テンポをしめしたことにも、現われている(名島太郎編「日本産業読本」、東洋経済新 (昭和二五年~三五年)、生産の年間平均増加率が製造業の二一%であったのにたいして、技術導入部門で 日本経済のリーディング・インダストリーとなった。このことは技術導入の当初の

(4) 国際機関への加盟

報社、

昭和四三年四月刊、一二~一三頁)。

関係にはいることを拒否した国は、イギリス、フランスをふくめて一四か国であった。(タイ) 旨を意志表示した国は、アメリカを含めて二○か国であり、反対にGATT第35条を援用して日本にたいしGATT(ધ) (32) |関税と貿易に関する一般協定)にはやや遅れて昭和三〇年に加盟した。このとき、 日本は、 I M F 24 (国際通貨基金) とIBRD(25) (国際復興開発銀行、 通称世界銀行)に、昭和二七年、 日本に対してGATT関係にはいる 加盟した。 GATT

24 1 日 M 日 F

協定と称することがある。 九四四年 (昭和一九年) 七月に調印されたIMF協定とIBRD協定は、 調印地(アメリカ)の名をとってブレトンウッズ

IMFの目的

不均衡の持続期間を短縮し、 援助し、⑤適当な保障の下に基金の資金を一時的に加盟国に利用させ、こうして国内的および国際的繁栄を破壊することなしに 為替減価を防止し、④加盟国内の経常取引に関する多角的支払い制度の樹立と世界貿易の増大を妨げる外国為替制限の除去を および均衡のとれた増大を助長し、もって経済政策の第一義的目標である全加盟国の高水準の雇用および実質所得の促進およ 国際収支の失調を是正する機会を供することにより加盟国に安心感を与え、⑥①から⑤までの規定に従い、加盟国の国際収支の ①国際通貨問題に関する協議および協力の機構となる常設機関を通じて、通貨に関する国際協力を促進し、②国際貿易の拡大 ならびに生産資源の開発に寄与し、③為替の安定を促進し、加盟国間の秩序ある為替取り決めを維持し、および競争的 かつ、その程度を軽減する(基金協定第一条)。

(International Monetary Fund) は、一九四七年三月の業務開始から一九七三年春までの第一次IMF (体制)と、

その後の第二次1MF(体制)に分けることができる。

- ① 第一次IMF体制(一九四七年三月~一九七三年春)の主要特徴
- ① 米ドルをキーカレンシーとする。
- 2 上記米ドルは、純金一オンス=三五ドルの価値をもち、かつ現実に交換可能である。
- ③ IMF加盟国は、自国の通貨価値を②の米ドルによって表示する。
- 4 IMF加盟国は、上記に規定された通貨価値に依拠して、加盟国通貨間の交換をおこなう。
- **(5)** 国際収支が悪化する場合などには、IMF加盟国はIMFから借入れをすることができる。
- ⑤ 基礎的不均衡が存在する場名には、平価の変更ができる(adjustable peg)。
- 7 の、交換停止があったので、第一次1MF体制は崩壊したといえる。 九七三年春、単一固定相場制がいわば恒常的に崩壊し、米ドルの汨金および印金への交換可能なドル (上記②を参照)

ここにいたる経緯はつぎのとおり。

第Ⅱ四半期の三五七円から七三年第Ⅲ四半期の二六五円まで、九四半期間に九二円の円高幅がみられた。 られ、ドルにたいしては一六・八八%切上げられて、一ドル=三〇八円となった。現実の対ドル・円レートは、 切下げられ、ドル建金価格は一オンス=三五ドルから一オンス=三八ドルに上昇した。円は金にたいして七・六六%切上げ され、変動相場制に移行した。一九七一年一二月、いわゆるスミソニアン体制によって、米ドルは金にたいして七・八九% 一九七一年八月のニクソン米大統領の新経済政策(いわゆるニクソン・ショック)によって、ドルの金への交換性が停止

(2) 第二次IMF体制 (一九七三年春以降)の主要特徴。

もっとも各国の為替相場制度の内容は様々である。大略は第1―4図を参照されたい。 九七三年春の第一次IMF体制崩壊ののち、主要先進国は変動相場性に移行した。

(25) I B R D

ということがある。IBRDは一九四六年六月より業務を開始した。その目的は加盟国の戦災からの復興のみならず、加盟低開 世界銀行、 |の開発にあった。当初は復興の面を重視したが、のちに低開発国の開発援助に力をそそぐようになった。(主な出所は、「体 BR口は、International Bank for Reconstruction and Development の略。 世銀ともいう。 **IBRD協定は、** IMF協定とともに、一九四四年七月に調印され、 日本名は国際復興開発銀行といわれるが、 両者をブレトンウッス協定

第2-14図 各国の為替相場制度(1980年ごろ)



(出所) 日本経済新聞, 1983年5月1日号, (原資料) IMF 資料

系金融大辞典」、東洋経済新報社発行、昭和四一年一〇月刊、五五二頁)。

26 G A T T

融大辞典」、東洋経済新報社、 ガットは、関税その他の貿易障害の実質的な軽減ならびに国際貿易における差別待遇の廃止を目的としている。(主に「体系金 GATT(General Agreement on Tariffs and Trade. 関税と貿易に関する一般協定)。一九四七年結成、一九四八年発効。 昭和四 一年一〇月刊より引用)。

27 元・丸善株式会社、昭和四二年三月刊。 (出所)日本貿易研究会編「通商産業省通省局監修・戦後日本の貿易二〇年史」、五四四頁。発行所・通商産業調査会、

発売

(28) GATT第三五条

すなわち、同第三五条とはつぎのとおりである。 GATT第三五条は、GATT締約国が他の締約国にたいして、GATT(協定)の不適用を決定できることを規定している。

第三五条 特定締約国間における協定の不適用

1 いものとする。 この協定又はこの協定の第二条の規定は、次の場合には、いずれかの締約国と他のいずれかの締約国との間には適用されな

- (a) 両締約国が相互間の関税交渉を開始しておらず、かつ、
- (b) 両締約国の一方が締約国となる時にそのいずれかの締約国がその適用に同意しない場合
- 2 ができる。 締約国団は、締約国の要請を受けたときは、特定の場合におけるこの条の規定の運用を検討し、及び適当な勧告をすること

なわち、日本はこれら諸国にたいしては、事実上、GATTにはいれなかったことと同様になった。 リス、フランスなどをふくめて一四か国あった。これら諸国はGATTのなかで大きな地位をしめていただけに重要だった。す 日本がGATTに加盟する(昭和三○年)さい、日本にこの第三五条を適用して、日本とのGATT関係を拒否した国がイギ

Ⅲ 経済復興

戦後経済は、 敗戦時の荒廃からはじまる。 荒廃の一側面として、すさんだ生活内容が折にふれ語られる。 それは部

分的、 情緒的であるにしても、 全体の真実に近いといえるかもしれない。

とはいえ、 敗戦時の経済的基本条件を確認するには、総体的な統計に依存せざるをえない。

- (1) 敗戦時の経済的基本条件
- ① 国富の四割被害

経済安定本部の「我国経済の戦争被害」(昭和二三年二月一一日)によると、 国富の被害は敗戦時価格でつぎのよう

に見積られている。なおいま少し詳細な内容を注29にしめした。

- (イ)直接被害……四九七億円(うち生産財四七%、消費財五三%)
- □ 間接被害……約五○○億円
- | | 終戦時の資産的国害推計額……約二六○○億円
- (ゴ) ちなみに右の(分+句)を付で除すと、約四割になる。
- ② 軍需市場、植民地市場、勢力圏市場(中国、南方諸島等)の一挙喪失
- ③ 甚大な打撃をうけた企業
- ④ 厖大な失業者
- ⑤ 工業生産の低水準
- (i) 残存した生産能力

敗戦時の工業生産能力は、 多くの人にとってあるいは意外と思われるかもしれないほど、 多く残っていたこと

は、前述した(円-四-3)。

	生産指数基準年	昭和 6 ~ 8 年 =100 (東洋経済調)	7~11年 =100 (GHQ調)	9~11年 =100 (安本調)	30 年=100 (通産省調)	10 年=100 (国民経済 研究協会)	12年 =100 (日銀調)
а	昭和10年指数	155.2	111.3	99.1	61.1	100.0	
	ピーク時の指数 (参考)	195.9 (S.14 年)	226.6 (19年)	182.1 (19 年)	101.2 (19年)	181.5 (19年)	124 (19年)
b	昭和 20 年指数	15.5	88.8	59.1	42.9	38.1	53
	b/a	10% (20年8月は7.0%)	80%	60%	70%	38.1%	

第3-15表 敗戦年の生産(製造業)

(c) (b) (a) 時にはかなり多くの重化学工業の生産設備が遺産として残された(前掲第1 生産努力が後年までつづけられたことが知れる。 このことが一因となって敗戦 またこれらを鋳潰して軍用品を生産したためである。 表のB/A欄参照)。このことは、アメリカ軍の爆撃が重化学工場に向けられてい は前述した。 軽工業のピーク昭和一二~一六年にくらべると、 たであろうとのいわば常識と一致しがたい。 ただし、右の工業設備の内容が、 生産能力がピークに達した年は、重化学工業では昭和一五~一九年であり、 軽工業設備の遺産が少いのは、 その多くが戦中に「不要不急」視されたこと、 かなり疲弊していたものと考えられること

(ii) 低迷の生産状況

Н となっている。 の製造業生産指数にくらべて、昭和二〇年のそれは、 生産指数が存在し、判定が難しい。すなわち、第3─15表にみるように、昭和一○年 Q調の八○%までに分布している。 敗戦時の生産については、 しかし仮にこれらの数字に真が措けると仮定しても、 当時の生産指数によって知られるが、 また通産省調では七○%、 東洋経済社調の一〇%からG 安本調では六〇% 実はさまざまな 昭和一〇年の

ころによると、 また主要物資の生産能力についても敗戦直後に働国民経済研究協会が調査したと 前掲第1―2表のとおりである。 同表はつぎのことをしめす。

重化学工業で能力増のため

いわば正常な生産状況が、昭和二○年には戦前比六○~八○%の水準にそのまま縮小して引継がれているとは、

考え難い。六○~八○%の生産内容は、例えば相互の関連性が大幅に乱れているとか、不正常な、混乱した内容

になっているものと考えられるからである。

29 大戦による物的被害が「国富の四割に達した」とする内訳はつぎのとおり。

経済安定本部発表の「我国経済の戦争被害」(昭和二三年二月一一日)によると、被害額は終戦時価格でつぎのとおりである。

(1) 直接被害

私有財 四二六億円

公有財 七一億円

合計 四九七億円

右合計額の構成比はつぎのとおり。

生産財 四六・八%

うち生産品 船舶 <u>=</u> % 四%

九·五%

他

消費財 五三・二%

うち住宅等 三〇%

生産品 <u>-</u> % 家財

一 九 %

他

· %

(口) 間接被害

間接被害は約五○○億円と見積られている。その主な項目はつぎのとおり。

(a) 疎開による家屋のとりこわし

- (b) 軍需転換による平和産業の設備解体
- (c) 戦時中の維持不良による国内資本の喰潰し
- 4) 終戦時の資産的国富推計額(戦争被害がなかったと仮定した場合の計数である― 名島)約二六〇〇億円

(2) 傾斜生産方式の意味

敗戦直後の低水準生産(前述)にたいして、なんとか回復の手懸りを得ようとして登場したのが、昭和二三年一月

から発足する傾斜生産方式である。

つぎに傾斜生産方式に移行する直前の経済状況をのべたのち、同方式の主な内容と背景について述べることにし

よう。

1

傾斜生産方式に移行する直前

(昭和三三年)の経済状況

(イ) ニ・ーストなど

するという全国警察部長会議での強権的決定などがあり、また発足直後の片山内閣が「経済緊急対策」(昭和) 昭和二二年という年は、 政治的事件としては官公労による二・一ゼネストの中止、主食供出に警察力を動員

一年六月九日決定 注30)を発表したが、そのなかで最初に強調されていることが食糧の確保であった。

回 疲弊した経済

経済安定本部が昭和二二年七月四日に発表した「経済実相報告書」(いわゆる第一回経済白書)は、「国も赤字、

企業も赤字、家計も赤字」という有名な分析結果をしめし、疲弊した経済の存在を主張した。 なお、この「経済実相報告書」の総説の執筆者は、片山社会党内閣の経済安定本部・総合調整副本部長であっ

H	B	昭和23年 度実績	計 画遂行率	対前年度 増 産 率
ব্য	炭	34,776	96.6%	18.6%
電	カ	36,312	115.0	19.6
普通	銑 鉄	850	93.6	189.5
普通銀	岡鋼材	1,229	102.4	116.3
電気	え 銅	60	117.8	50.0
ソー	ダ灰	88	110.3	95.6
か性に	ノーダ	125	113.3	155.1
硫	酸	2,091	93.9	30.9
硫	安	1,018	100.8	37.8
セメ	ント	2,143	113.0	67.0
板ガ	ラス	1,879	102.7	51.9
綿	糸	282,171	66.5	9.6
人系	涓 糸	43,292	94.1	119.0
一般	洋 紙	371	94.9	60.6

昭和23年度の生産計画遂行状況 第3-16表

- 史』より再引用).
 - 単位は1,000トン, ただし電力は100kWh, 板ガラス1,000箱、 綿糸と人絹糸は1,000 ·般洋紙は100 ポンド. ポンド,

速報』より集計(経企庁『経済安定本部

インフレ 生産への努力がそれだけ弱められた。 1 シ 3 ン の ために、 物資の仕入れから販売までの期間をできるだけ短縮する努力が払われ たの

(b)

ていた。

つまり、

占領政策は、

日本の旧:

社会・政治・

経済体制の

破壊に重点がおかれていたのである。

(c)日本に存在する工業用原材料の量が過少であったこと。

2 傾斜生産方式の内容

産用資材の不足、とくに鉄鋼の不足がネックとなった。そこで石炭と鉄鋼を超重点産業とし、 生産復興のためには、 自前の数 唯 の エネルギーである石炭を増産する必要があったが、 石炭増産のためには、 これらを相互投入す 生.

る増産方式がとられた。これが傾斜生産方式と名づけられた。この方式は昭和二二年には不首尾であったが、

た都留重人氏である 都留白書ともいう)。 各論には大来佐武郎氏ら (したがっ て第 回白書は

が 執筆している。

低生産水準の理

(1) しょ たが、 敗戦直後の低生産水準の理由 生産能力は十二 由

(II) \mathbb{H} ついてもきびしく取立てる方針をしめ 本の非軍事化、 ア (3)に既述) メリ カの占領政策は、 はつぎのようである。 民主化に集中し、 一分に存在していた その初期には、 (老朽化して 賠償に

(a)

47

三年には成功した (第3―16表)。そしてこの方式が成功するにつれて、順次、 た。こうして傾斜生産方式は、拡大再生産の端緒をつくりだすことができ、 次の集中生産方式に引き継がれた。 他産業にも石炭、 鉄鋼を投入してい

- ③ 傾斜生産方式の矛盾
- (A) 傾斜生産方式により、 その理由 生産の量的復興は進んだが、 生産設備の近代化はほとんど進まなかった。
- (a) 残存設備が多く、かつこれらの補修で生産能力の増加が可能であったこと、
- (b) 代化に努力する必要がなかったこと、 割当資材を受けて、これを製品化すれば、 需要があり、 かつ販売競争が乏しい条件のもとでは、 設備の近
- (c) 生産コストが高くても、 価格差補給金が受けられたので、 コスト ・ダウンの圧力は弱かったこと。
- (B) インフレーションが進行した (第3—17表)。

等の補助金が、大量に放出されたからである。 増産はできたが、増産によるインフレ克服という狙いには失敗した。 復興金融金庫の資金や、 価格差補給金

(C) るをえない その維持は困難である。 また激しいインフレーションのもとでは、単一 そうなれば、 日本経済は世界経済と結合できず、不安定で孤立した経済国家にならざ 固定レートが設定難であり、たとえ強行設定したとしても、

ばならなかった ンフレは増産によって克服できるとの当時の期待を裏切った。はげしいインフレの克服は、 傾斜生産方式は右のような矛盾をもったが、 (第3-17表)。 なかんずく増産がインフレーションと二人三脚で進行したことは、イ ドッジ・ラインを待たね

取	
尤	
武、	
政	
答	
//~	

需物資の確保に大きな努力を傾ける。 主義を堅持して悪性インフレを防止し、

第3-17表 戦後物価の変化分の比率推移

			戦後イン	ノフレ期	ドッジ・ ライン期
			昭和22.3 ~23.3	昭和23.3 ~24.3	昭和24.3 ~25.3
実効	物	価			
(生	産	材	130%	99%	18%
{消	費	材	128	50	△10
公認物	価(卸	売)			18
(生	産	材	247	111	24
消	費	材	357	133	7
平		均	252	122	15
ヤミ	物	価			
[生	産	材	161	4	△32
消	費	材	113	22	△33

(備考)

- 「実効物価、生産財」は全国対象で日銀調に基く。 1
- 「実効物価,消費財」は昭和23年を基準とした総 2 理府統計局調「消費者物価指数」(東京都)を昭9~ 11 年基準に換算した 23 年の倍率(156 倍,経済安定 本部算出)によってリンクした。
- 「公認物価」(卸売) は東京都のもので日銀調にも とづき,公定価格のあるものは同価格により,ない ものは自由価格による。
- 「ヤミ物価」 は東京都対象で日銀調に基き, 公定価 格なきものは自由価格による。

建と成長に寄与するという、より

のではない。それは戦後経済の

フレ克服のみを役割としてい

ただしドッ

ジ・ライン

は 1 ン

大きな広い役割を果した。つぎに

△印は減。

日に決定された。

同対策は昭和二二年六月九

同対策の骨子はつぎのとお

経済安定本部調

経企庁「戦後経済史」(総観編), 290 頁 (出所)

について

「戦後インフレ期」,「ドッジ・ライン期」は名島追加。

30

片山内閣の

経済緊急対策

それを述べよう。

閣議:経済緊急対策(骨子) (二三・六・九決定)

りである。

前

要は実行にかかっている。非常事態克服のため、全国民の耐乏と協力と血と汗の努力を要せねばならない。 きするものではない。産業は衰え悪性インフレは停止するところを知らない。 耐乏のなかにあっても真面目に働く勤労者に幾分でも将来の希望を持たせねばならない、政府はこのため財政の絶対的健全 国家の財政は赤字をつづけ、産業も又赤字をつづけている。 生産を増強する一方、勤労者の生活を維持するためにヤミ経済の撲滅をはかり、 国民生活においてもまた同様であり、このような状態はながつづ しかし危機突破には新奇の案があるわけでなく、

食糧の確保

馬鈴しょの政府買上価格を改訂する。

生鮮食料品については、新統制方式によって統制も強化する。 農民と都会地の住民との縁故関係を活用し、 小包米の制度を認める。

料理店、飲食店の取締を厳重にする。

都会地における家庭菜園を一層徹底する。

切符割当、配給の決定にはその審査を正確公明にし、官僚の独善的統制の弊をなくす。 配給確保

ヤミ取締を厳重にし、とくに大口ヤミブローカーの摘発に重点をおく。 勤労者の生計費と公定価格との適正をはかるため、給与審議会を急速につくり、 端境期には主食を米に依存しがたいので、供米を一層促進し、政府保有米の増加をはかる。 物価対策 物価と賃金との安定に努力する。

生産対策

石炭三○○○万トン達成のために生活必需品の配給を確保し、 勤労意欲を高揚する。

経済復興会議との密緊な連絡をとる。

科学技術の結集に努力する。

財政金融対策

財政は絶対的に健全財政主義を堅持する。

このため今年度予算に再検討を加え歳出の繰延べできるものは繰りのべ、 徹底的に国費の節約をはかる。

補助金制度を検討する。

産業資金の融資と産業の重点主義を勘案し、そのため金融統制を強化する。

貯蓄運動を推進する。

六 雇用、 労働対策

失業者に対しては、 失業救済制度を創設する。

七 貿易対策

今後の日本の産業の構造と貿易関係は、 東洋諸国の復興に寄与することを基本的な線とする。

このため、 貿易計画は国内の物資需給計画と総合的に関連して考慮する。

当面の貿易再開に当っては、主としてアメリカ向輸出の増加に努めるが、そのためには、

内地の消費を相当縮めて輸出の振興

に向ける。

中小企業対策

る。

以上の諸施策の実施を効果あらしめるために協同組合の組織を拡充し、 中小企業の協同施設を中心とする産業の振興に努め

(経済企画庁、

戦後経済史・経済安定本部史)

(出所) 「資料、 戦後二十年史、 2 経済」、 日本評論社、 一九六六年九月刊、 四七頁

 $\widehat{31}$ (出所) 日本経済新聞社編「日経社説に見る戦後経済の歩み」、昭和六〇年一〇月刊、五二頁。

(3)ド ッジ・ラインの意味

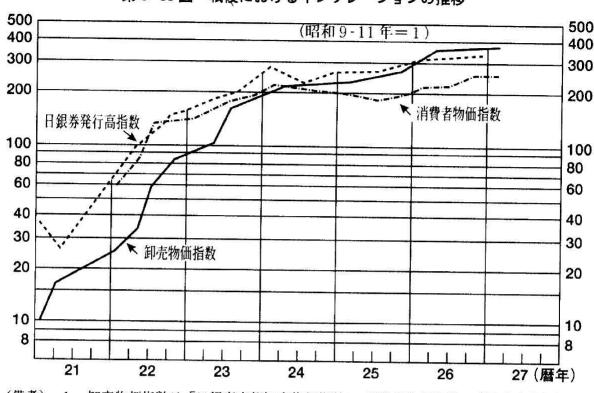
(1) ۲ " ジ・ラインの見取図の概観

替レートを設定することにあった。 そのためにはまず足元のインフレーションを徹底的に鎮圧する必要があっ ۲ יי ジ ラインの狙いは、 国際的に通用する国内価格をつくりあげるために、安定した通貨価値のうえに、単一為 第

3 18図)。 昭和 一四年度から二五年度前半にかけての経済政策の推進過程は、 通称、 ドッジ・ラインと呼ばれた。 だ

がインフレ鎮圧は、 ドッジ・ラインの唯一の狙いではなかった。

四年二月にGHQ財政金融顧門として来日した。日本経済の自立と安定のためには米国援助と国内補給金の「二本の ちなみに、ドッジは、米国デトロイト銀行頭取で、 GHQの経済九原則指令を実施するため (注 32、 33 $\underbrace{34}$ 昭 和二



第3-18図 戦後におけるインフレーションの推移

卸売物価指数は「日銀東京都卸売物価指数」、消費者物価指数は「消費者物価指数」 (備考) 1 (東京都)による。

に対するほかは厳重制限されていることを保障するこ

信用の拡張は日本の経済復興に寄与するための計画

賃金安定実現のため効果的な計画を立てること。

を

- (出所):経企庁「資料・経済白書 25年」,8頁。経企庁調査局編,昭和47年3月刊。
- 32 (7)(6)(5) (4)(3)(2)(1) 9 GHQの経済9原則指令(昭和二三年一二月一八日)にみる

算の均衡をはかること。

徴税計画を促進強化し、

脱税者に対する刑事訴追を

迅速広範囲かつ強力に行うこと。

当なりと考えられる手段を最大限度に講じて真に総予

原則内容

極力経費の節減をはかり、

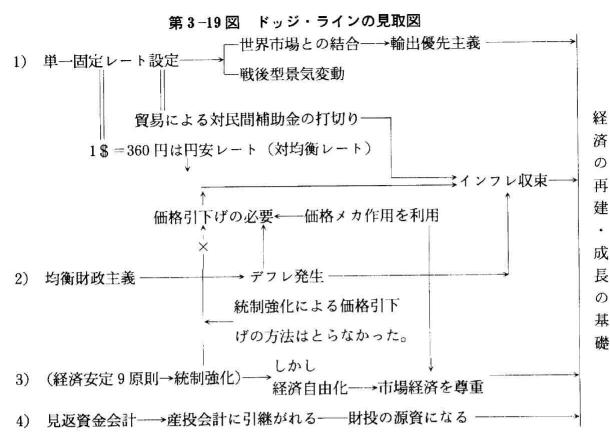
また必要であり、

か

支えなきにいたるように意を用いること。 制を強化し、これらの機能を日本側機関に引継いで差 拡張すること。 とくに出来るだけ輸出を増加する見地より現在の資 外国貿易統制事務を改善し、 現在の物価統制を強化し、 必要の場合はその範囲 また現在の外国為替統

材割当配給制度を一そう効果的に行うこと。

- りまとめてみれば、 さて、 ドッジ・ライン全体の柱を、 第 3 — 19図のごとくである。
- 知られている。 竹馬の脚」を切り取らねばならない、 と述べたことで 見取図の形にと



(9) (8)1) を開くためにはぜひとも実施されねばならぬものである。 以上の計画は単一為替レートの設定を早期に実現させる途 食糧集荷計画を一そう効果的に行うこと。 出所:有沢広巳、 切の重要国産原料、 稲葉秀三編、「資料・戦後二十年史、2経済」、 および製品の増加をはかること。

33 ドッジ公使の9原則実行に関する声明 (昭和二四年三月七日)

2)

一九六六年九月発行、

日本評論社。

68

決定とを関連させることが必要である。 としなければならぬ。 のままにしては置けない。 とではない。 他の一般費目から支出を削ることは政府にとって生易しないこ るのも政府、これを開放するのも政府である。 ためには財政政策の基本的手段としての政府予算と総ての政策 することに立脚しなければならない。 インフレと安定 の安定と進歩とは国家的 にもかかわらずやらねばならぬし、 政府支出は租税による収入源を限度 諸問題を健全な財政通貨政策で処 インフレのセンを閉め 有効な安定をもたらす 補給金、 いい加減の決定 投資その

2) 出所:注32に同じ、

70 頁

34 主義) F (昭和二四年四月一五日 ッジ公使の昭和二四年度予算案に関する声 蚏 均 衡財

均衡予算の確立と実施は経済安定9原則の第一の要件である。

総論

利益を目的として与えられる米国の経費を有効に使用するためにも、それは根本的には必要なことである。 的な問題であり政党の問題ではない。日本の経済的再建をさらに進めてゆく上の強固な土台をすえるためにも、また日本経済の だからそれは各政党や各個人にとって無条件の義務であり各党の政綱の重点をなすものでなければならぬ。 それは日本の国家

1) 出所:注3に同じ、71頁

抜粋

(ロ) ドッジ・ラインの見取図の説明

見取図 (第3 19図 のそれぞれの柱をつぎに説明しておこう。 これらの柱は、 同図右端にみるように、 すべて日本

経済の再建と成長の基礎としてその役割を果している。

(A) 単一固定為替レートの設定

ら補助金を一挙に消滅させることになったので、それじたい経済界にデフレ的インパクトを与えたため、ドッジ・ とを意味し 入価格よりも安く民間に払下げていた。 転→引締め緩和・高成長政策への復帰→高成長経済という戦後景気変動のパターンが実現したこと、⑸ドッジ・ライ を変更せずに可能な限り固定レートを維持したので (adjustable peg)、国際収支赤字→引締め政策→不況→国際収支好 インの ン以前では、 るために輸出優先主義を採用したこと、 これによって、 目標であるインフレ収束に寄与することになった。 (第3-20表)、いま一つには複数レート制であったことを意味した。したがって単一レートの設定は、 輸出品については政府が民間から高く買上げ、これを安く輸出していたし、輸入品については政府は輸 (a)世界市場との結合のための条件をつくったこと、そのさい貿易尻をできるだけバランスに近づけ このシステムは一つには政府が民間に貿易を通じて補助金を支出していたこ bドッジ・ライン以降、 国際収支が赤字基調になったときにも、 為替レ ラ

図 三六○円は円安レート

第3-20表 戦後の価格調整補給金支出の推移

(単位:100万円)

	昭和21 年度	22	23	24	25	26	昭和21~ 26年度累 計額
石 炭	2,531	9,957	18,119	21,664	865	0	53,126
鉄 鋼	0	3,873	21,372	46,375	22,202	162	93,984
非 鉄 金 属	0	808	2,232	1,803	0	0	4,843
肥料	0	1,815	10,470	25,625	10,943	793	49,646
ソ ー ダ	0	159	1,433	2,450	764	0	4,806
(安定帯物資計)	2,531	16,612	53,626	97,917	34,774	955	206,415
食 糧	6,480	5,540	500	0	0	0	12,523
その他	0	356	8,376	0	0	0	8,729
輸入補給金	0	0	0	72,296	25,387	29,306	126,989
合 計(A)	9,011	22,511	62,499	170,213	60,161	30,261	354,656
一般会計歲出 _(B) 決算総額	115,207	205,841	461,974	699,448	633,295	749,838	
A/B (%)	7.8	10.9	13.5	24.3	9.5	4.6	-

(備考) 経済安定本部物価局「物価要覧」による。

出所:経企庁編「現代日本経済の展開―経済企画庁 30 年史」、42 頁、昭和 51 年 8 月刊。

計

政府関係機関会計を純計した総合予算収支尻は、

あっ

た。

第 3

22表にみるように、

般会計、

特別会

デ

フレ政策のため

の

主要な手段は均

海財政

主義

ち約一三○○億円までが過去の国家債務 効果はきびしい 昭 ○億円強の黒字に逆転した。 金融 和 四年央ごろより金融面から緩和政策が行われ יי ッ ジ・ 三年度までは例外なく赤字であった。 金庫債など) ラインは超均衡予算であり、 ライン予算である昭和 ものとなるはずであった。 の償還に充当された。 しかもこの黒字額のう 一四年度予算では一五 それだけデフレ (既発国債、 したが しか それ たの つ 昭 で て 復

(C) 均衡財政主義

あっ

た。

たがっ 安レ ける必要があった。 13 1 ッ てこの差額の円安幅の分だけ均衡レ 1 ジ であったと考えられる(第3 当時に想定される均衡レ ラインで決定され その ため の政策がデフレ政策で た ۲ ル トにたいして円 21 図 =三六〇円 同注)。 トに近づ

第3-21 図 ドッジ・ライン時の1ドル=360円の性格(注)

	360 円	例 1	円安レートの場合(対均衡レート)						
	円安レート		設 ↑ 円 場 定 安 合 レ レ I	必要政策は		デフレ政策	価格引下げ	策	円高政策
例	300 円 均衡レート	1.4 min - 1.4 mi	ト ト が の	ば 	<u> </u>	策	げ政		
Pro-1	400 円	例 2	円高レートの場合(対均衡レート)						
例	均衡レート		設 円 場 定 高 レ I ト ト	必要政策は	1	ーインフレ政策	価格引上げ	策	円安政策
	360 円		がしの			策	政		
	円高レート					-		1.00	- CASSIMINI SHEET

注 ドッジ・ライン時の1ドル=360円の性格を考えるさい、ある均衡レートを想定して、このレートにたいして360円レートが円安レートの場合、あるいは円高レートの場合を想定し、そのそれぞれの場合に必要となる経済政策を想定した。この想定からもドッジ・ライン時に設定された360円レートは円安レートであったと考えられる。

第3-22表 昭和21~24年度総合予算収支表

(単位 億円)

		昭和21年度	22年度	23年度	24年度
歳	一般会計	1,191	2,143	4,731	7,049
	特別会計	2,703	4,800	11,975	25,050
	政府関係機関		·	-	13,140
1	合 計	3,899	6,942	16,707	45,240
入	純計	1,253	3,699	9,273	25,362
歳	一般会計	1,191	2,143	4,731	7,046
2300	特别会計	2,685	4,812	11,969	24,769
	政府関係機関		a nteres :	1 	13,140
Lanca .	合 計	3,876	6,954	16,701	44,957
出	純 計	2,148	4,203	10,161	23,795
純	의 살 리	^ 893	^ 509	△ 887	
邢也	計差引	(4 923)	(~ 1,039)	(^ 1,419)	1,569

(備考)1 「純計差引」の△印は歳出超過

- 2 カッコ内は復金債を公債に含めた場合で、24年度は復金債を含む。
- 3 出所:第3-20表に同じ,56頁

	20 20 20	十九 かんれエルコ からか	, , <u></u>		
	戦後最も多 かった時期	昭和24.4	25. 4	26. 3	27. 3
指定生産資材の項目数	昭和21年 2 月 252	233	49	24 (4)	7
指定配給物資の項目数	昭和22年2月64	57	16	8	6
価格統制件数	24年3月 2,129	2,128	531	327	148
統制公団数	23年 3 月 15	12	7	0	0

第3-23表 戦後経済統制の推移

- (備考) 1) 第4~5次経済白書および経済安定本部史による。カッコ内は統制休止中のもので内 数。
 - 価格統制件数は大分類(告示数)である。 2)

注32参照)。

直接の出所は、経済企画庁編「現代日本経済の展開―経済企画庁 30 年史」、大蔵省印 刷局, 昭和51年8月刊, 60頁。

五八頁。

昭和五

一年八月、

大蔵省印刷局。

「現代日本経済の展開

経済企

Q の

経済九原則実施の

ため

に来日

そ

た

前

策といわれた。 をかなり緩めた。つまり激しいデフレを避けながら、インフレを抑えよう とした当時の財政 たるまで、 て経済九原則 (D) なお、このときの均衡財政主義は、その後昭和四○年代の国債発行期 前述のように、ド 35 庁三〇年史」、 経済自由 (3) ド ッジ・ラインの計数は経企庁編 般会計にかんしては長く予算編成の原則となっ は、 五四~五五頁、 ッジ 経済諸分野における統制の強化を指令してい 金融政策は、 は G H

おいても、 8 12 しかるにドッジ 「物資統制件数は生産資材が五分の Ü たる期間に、 第3-23表にみるように、 経済統制は、 ライン期に当る昭和 その件数においても、 また統制公団も、二四年度中に石油 大幅に縮小した。すなわち、 一四年度初め 消費財が四分の また統制公団数に から同一 に減少 一五年度初 亩 期間

格統制件数も五分の

に縮減した。

一四年度の財政資金の対民間収支は約九○○億円の揚超であ つ たが、このうち l

八〇〇億円は日銀から民間に再放出された。)、 財政面からくる資金 シ

括してデイス・インフレ

1

ン

政

に

配給公団、配炭公団、食料品配給公団、 過程をたどった。」(「現代日本経済の展開、 酒類配給公団、食糧貿易公団、原材料貿易公団の五公団が相次いで解散する 経済企画庁三〇年史」、経企庁編、大蔵省印刷局、 昭和五一年八月刊、 五九頁)。

巴 見返り資金特計の創設

後に、 と、他の一つは、この会計に集った資金を、復金債の償還、経済復興、輸出促進に充当することにあった。ちなみに、 おける米国の対日援助の額を明確化することであり、このために対日援助物資の売上げ代金をこの会計に集めたこ 昭和二四年度財政において、「米国対日援助見返り資金特別会計」が創設された。創設の理由は、一つには、 対日援助分の返還が米国より提案され、全額ではないが、返還することになった。 戦後に

(F) むすび

なお、見返り資金特計は、

産業投資特計に引継がれ、

財政投融資の原資の一つになった。

がある。 以上がドッジ・ラインの柱とその意味づけであるが、ここで一部くり返しをおそれず、 再度強調しておきたいこと

ンの 価格についていえば、価格引下げを必要とした。だが実際の価格引下げには、政策的な力量があったとはいえ、少な からぬ力が市場メカニズムによって生じている点が重要である。市場メカニズムの作用の促進、 てデフレ政策を必要としたこと、また緊縮財政政策はいうまでもなくデフレ効果を狙うものであった。この二つは、 それは、 経済自由化政策に対応するものであった。 市場メカニズムについてである。すなわち、三六〇円レートは円安レート(対均衡レート)であり、 それはドッジ・ライ したがっ

(4) 朝鮮戦争の影響

般に戦争の影響下にある経済は、 しばしば統制の強化につながりやすい傾向をもつが、 朝鮮戦争の期間に

ついて

は、 前項 (3) - (1) - (1)でのべたように、経済自由化がなお進行した (前掲第3 23 表)。

まず朝鮮戦争の主要経緯を日誌風に確認しておこう。

昭和 一五年六月 朝鮮戦争勃発

一五年七月 米軍、 国連軍として介入するも、 米韓軍、 釜山付近まで追詰められる

|五年||一月

米軍、

中国国境に到着。

中国軍、

義勇軍の名で参戦

一五年九月 米軍、 仁川に奇襲上陸

一六年六月 戦線は三八度線で膠着したが、戦争は二八年まで継続

一六年七月 休戦会談の開始

一八年七月 休戦協定の調印

サー総司令官が日本政府に事実上の指令をおこない、翌月の八月には早くもこれが創設された。また二六年九月には、 なお、この間、 日本についていえば、 昭和二五年七月には自衛隊の前身である警察予備隊を創設するようマッカー

日本はサンフランシスコ講和会議で、講和条約と日米安全保障条約に調印している。

よる日本輸出の増加がある。ただ世界景気の拡大も、たぶんに朝鮮戦争の影響をうけた軍拡景気の様相を呈していた。 朝鮮戦争ブームをもたらしたものは、 いうまでもなく朝鮮戦争そのものの影響だが、このほかに世界景気の拡大に

朝鮮戦争の日本経済への主な影響として、①経済規模の拡大、②特需の発生と輸出の急増、 ③インフレ Ì シ 3 ンが この意味では当時の日本景気の拡大を朝鮮戦争の影響とみることができる。

ある。 つぎにこの三つをみよう。

1 日本経済の規模拡大

	昭和 9~11年	25 年	26 年	27 年
実質国 ʃ 実額 (億円)(9~11年価格)	144	141	153	174
民所得し指数	100	98	106	120
「数量指数	100	30	31	31
輸出 { 金額指数	100	87	144	135
単価指数	100	350	459	431
〔数量指数	100	33	48	54
輸入 { 金額指数	100	99	209	207
単価指数	100	303	432	382
輸出の対国民所得比(%)	22.3	8.9	11.2	9.
輸入の対国民所得比(%)	22.8	10.4	16.9	14.
経常収支尻(※印は億円,他は億ドル)	*1.2	4.8	3.3	2.
特需(億ドル)		1.9	2.5	3.
生產指数	100	88	119	132
卸売物価指数	1	267	343	849

第3-24表 戦前比にみる朝鮮戦争の影響

- 出典は「ダイヤモンド経済統計年鑑」,1954年版(ダイヤモンド社,昭和29年6月刊) 注 1
 - 2 次の3の頁数は同上書の頁数をしめす。

大している。生産指数は、

昭和二六年に

(昭和九~一一年価格)、

戦前比

一割強も拡

の実質国民所得は一

七四億円に

達

- 3 実質国民所得(経審調)は14頁,輸出・人と同対国民所得比(経審および大蔵省調)は59 頁,経常収支尻(大蔵省および日銀調)は76-77頁,特需(米大使館調)は74頁,生産指 数(経審調)は25頁,卸売物価指数(日銀調)は3頁。
- 4 経常収支尻: 昭和9~11年は貿易・貿易外・金の収支尻合計額で単位は億円, 大蔵省調, 昭和25年は大蔵省調,昭和26年,27年は日銀調,25年以降の単位は億ドル。 以上の出所は「完結・昭和国勢総覧」,第2巻,191頁。東洋経済新報社,1991年2月刊。

ば世上、

朝鮮戦争の影響によって一挙に

まで回復していた。

したがって、

ば

ほぼ戦前

四四億円)近くの水準に

間受けた昭和二五年時点

億円

実質国民所得は、

戦争の影響を六カ月

戦前水準を突破したとされるのは、

やや

才

1

ーな表現である。

しかし昭和二

大といえよう。

こうした国民所得や生

産

0

急増

に

旦 戦前水準を突破し、二七年には三割 ったことは、 朝鮮戦争をバネにした拡 強上

響によって、 姿を戦前比でみようとしたものである。 日本経済の規模が拡大し

同表によれば、

第3— 24表は、 主として朝鮮戦争の 影

第:	3 - 25	表	国内総生産の構成比の長期推移	
----	--------	---	----------------	--

暦	年	昭9~11年	昭 21 年	昭 25 年	昭 30 年	昭 35 年	昭 40 年
第一心	火産業	19.8	38.8	26.0	23.0	15.1	11.7
第二次	火産業	30.8	26.3	31.8	30.5	38.3	35.8
第三次	火産業	49.4	34.9	42.3	46.9	47.1	52.5
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

暦	年	昭 45 年	昭 50 年	昭 55 年	昭 60 年	平2年	平4年
第一次	(産業	6.1	5.5	3.7	3.2	2.5	2.2
第二次	(産業	44.5	40.4	39.2	37.7	39.3	38.3
第三次	て産業	49.4	54.1	57.1	59.1	58.2	59.5
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- 昭和9~11年は経企庁「経済要覧」、昭和35年追補版、昭和35年1月刊、24~25頁。 注 1)
 - 昭和21年は「ダイヤモンド経済統計年鑑」,ダイヤモンド社,昭和29年6月刊,17頁。 2)
 - 昭和 25年、30年、35年は経企庁「経済要覧」、昭和 40年版、24~25頁。
 - 昭和40年は、同上、昭和44年版、68~69頁。
 - 昭和45年,50年,55年,60年,平成2年,平成4年は同上,平成6年版,60~61頁。
 - 第一次産業とは農林水産業、第二次産業とは鉱工業、建設業、第三次産業とはそれら以外
 - 但し合計が必ずしも 100 にならない年があるのは、他に「海外からの純所得」があるため である。

る。

そ

(i)0 特需が朝鮮戦争の発生にともなうものである以 内容を同表から続みとれば、 その終結とともに特需もまた終了すると、 次のとおりであ

特需の発生と輸出の急増

2

公益事業のいちじるしい上昇がみられた。

特需は当時の日本経済に大きな影響をあたえたが、 特需と輸出関連の統計を第3― 26 表 に か かげた。 増大がみられたが、 なかで弱体企業の整理がおこなわ その前後それぞれの五年間 昭和二〇年代後半の五年間 なお同期間に第三次産業のかなりの比重 林業や水産業が支えたこと、 ここには金融保険、 ただし、 第 3 の産業構造も 不動産業や

れば、 なりの変化をしめした。 であろう。 ①第二~三次産業にたいする農業の相対的立遅れ ように、 もない、 みられたものの、 一次産業の製造業において産業合理化がすすみ、 変化のていどは少ないように思える。これは、 れたことのため の変化にくらべ 25表にみる ② 第

第3-26表 特需の位置

(単位、億ドル)

暦	年	輸出 A	特需 B	総合収支C	B/A %	C - B
昭和	26年	13.5	5.9	3.7	43.7	Δ 2.2
1	27	12.9	6.8	1.9	52.7	△ 4.9
	28	12.6	8.1	△ 3.8	64.3	△ 11.9
	29	16.1	5.4	0	33.5	△ 5.4
	30	20.1	4.7	2.9	23.4	△ 1.8
	31	24.8	4.7	0	19.0	△ 4.′
;	32	28.5	4.1	△ 5.0	14.4	Δ9.
;	33	28.7	3.7	3.9	12.9	2.0
	34	34.1	3.4	1.4	10.0	Δ 2.
ş	35	39.8	3.9	1.1	9.8	Δ 2.8
	36	41.5	3.7	△ 9.5	8.9	△ 13.
;	37	48.6	3.7	2.4	7.6	Δ 1.
;	38	53.9	3.5	△ 1.6	6.5	△ 5.
(39	67.0	3.2	△ 1.3	4.8	△ 4.
Į.	40	83.3	3.2	4.0	3.8	0.8
2	41	96.4	4.7	3.4	4.8	△ 1.3
	42	102.3	5.1	△ 5.7	5.0	△ 10.8
2	43	127.5	5.8	11.0	4.5	5.2
4	44	156.8	6.4	22.8	4.1	16.
4	45	189.7	6.6	13.7	3.5	7.

注 1 出所:総務庁統計局「日本長期統計総覧」, 第 2 巻, 100~101 頁

- 2 原資料は日銀「国際収支統計月報」
- 3 特別収入は通産省調(外為統計の数字とほぼ同じ)

億ド な姿では昭和二○、三○年代ほど てい であろう(ただ、毎年の赤字という事 としたら、第3―26表の最右欄 支上、大きな役割をはたしてい 総合収支がしばしば赤字であっ 年代、三〇年代の国際収支の 初 ことになる。仮に特需がな しているところからみて、 (1)特需のこの絶対額 需が昭和四○年代中頃までつづい は B) にみるように、 高度経済成長もありえなかっ 赤字になってしまう。 または黒字であっても ル 年間四~ 考えられてい の わずかな黒字であっ 七億ド 国際収支は毎 は、 ル 0 しかし事 この・ 昭 規模の: かっ 国 和 S よう たり 年 た 兀

第3-27表 朝鮮戦争後の物価の国際比較

(昭和 25 年 6 月 = 100)

		7 म	日本日本の	4.07	- 100)
即建立	H		本	英国	米国
昭和	輸出	消費	卸売	卸売	卸売
25年6月	100	100	100	100	100
9	132	106	113	106	108
12	150	108	124	114	112
26年3月	187	122	145	122	117
6	169	121	149	125	116
9	156	126	153	126	115
12	153	127	155	129	115
27年3月	139	128	153	128	114
6	135	126	151	128	113
9	135	127	151	126	113
12	127	127	149	127	111
28年3月	130	132	153	128	111
6	129	136	153	128	111
9	128	140	155	127	112
12	130	144	157	127	111
29年3月	129	145	160	128	112

出所:「ダイヤモンド経済統計年鑑」, ダイヤモ ンド社, 昭和29年6月発行,5頁

ようになった。

米軍による商品の緊急調

たたび朝鮮特需に匹敵する金額に拡大するが、 輸出 かしここには問題点があった。というのは、 六倍の値上り)、 は 朝鮮戦争の影響で急増した。 輸出数量は戦前水準の三分の一ていど(三一%)にすぎなかったからである。 即ち、 この金額増は、 輸出金額は昭 その役割ははるかに低下していた。 和 すべて輸出単価の上昇によるものであって 一六年には戦前水準を一挙に四 四%がた上回 (以上第3-24表) (同期間に つ た。

3

インフレ

1 シ

1

 (\mathbf{v})

たが、

そこから低下し、

昭和四〇年ごろ以降五%以下に落ち込んでいる。

(iv)

特需が長期間継続したとはいえ、

輸出にしめる比重

は、

当初の

昭和二六~二八年には四~六割という高率であ

もたらす一有力要因となった。

鮮戦争期の後に登場する産業合理

化期

を

調達するほうが合理的

かという観点が

強

まってきたからである。

このことは、

朝

達の必要度が薄

れ

日米いずれ

の

 \mathbb{E}

から

かかわらず、需要量としての役割は小さなものになっていった。

昭和四〇年代前半にはべ

۲

ナム特需によって、

Ş,

つまり特需は、

国際収支上の重要性に

は、 当時の外貨保有事情からみて 無 理 な

態

(当)ただし、

特需においてさえ、

経年とと

定ではある。)。

もに日本は商品の国際競争力を意識する

内価格よりもいちじるしく安い価格で輸出しているとして、ダンピングの非難をうけることになった。 づけている。 い 内品との価格競争力は弱まったことになる。 い しかに日 ないことにも注目してよいだろう。 かし朝鮮戦争後の価格競争力についてみると、第3―27表にみるように、 この指数水準は英国とほぼ同水準であるが、米国よりもかなり高い。 [本の輸出価格はいったん一七○弱まで急騰した(二六年六月)のち、二七年末には一二七の水準まで低下して このため両価格の動向には、 lb日本の卸売価格は、 格差がハサミ状に拡大し、 このさい米英の価格が朝鮮戦争の直後においてもあまり大きく騰貴して 輸出価格が反落に転じた後も、 二重価格状態が強まっ すなわち日本の対米輸出における米国国 昭和 一五年六月を一〇〇として、 た。 なおジリジリと上昇を 外国からは日本が (a) た

(5) 産業合理化の役割

同表によれば、 資金の基礎は、 際競争力を昂めることが要請された。ここから産業合理化が出発することになった。 ている。 前述のように 戦争開始翌年にあたる昭和二六年の純利益額および各種の利益率は、二五年にくらべて格段に増大し 朝鮮戦争によって、 $\widehat{(4)}$ 2 (三参照)、 朝鮮戦争のなかで、日本商品の国際的劣位 企業利益が飛躍的に大きくなったことにある。その様子を第3― 例 割高価格) 産業合理化のために必要とする が意識され、 28表にしめした。 このため K

代化が一斉にスタートしたことを指す。 には、 多業種における企業内の改善を意味する場合もある。 もっとも産業合理化という用語の意味は一義的ではない。 製造業のほとんどすべての主要業種におい て (鉄鋼、 昭和二〇年代後半においては、 自動車、電力、石炭、 産業組織の改善という意味で用いられることもあれば、(26) 造船、 弱電、 後者の意味で用いられ、 繊維、 硫安など)、設備の近

ここにいう設備近代化の主流は、 先進国 (主に米国) からの技術導入、 高技術機械の輸入の形態をとった。 技術移動

	全産産		業	製	造	業	
昭和曆年	法人税引当 前純利益 (百億円)	総資本純 利益率 (%)	売上高純 利益率 (%)	法人税引当 前純利益 (百億円)	総資本純 利益率 (%)	売上高純 利益率 (%)	
25	10	5.2	2.1	8	6.3	3.5	
26	36	11.2	4.7	27	15.4	8.4	
27	29	6.2	2.6	20	8.1	4.6	
28	35	5.7	2.6	24	8.1	4.7	
29	37	4.7	2.2	25	6.9	4.2	
30	34	3.5	1.8	20	4.7	3.2	

朝鮮戦争後の法人企業の利益 第 3 - 28 表

出所:大蔵省財政史室編「昭和財政史―終戦から講和まで―」,第19巻(統計),131頁。 Æ

から

強まっ

たためであろう。

- 法人税引当前純利益 総資本純利益率= 2) 総資本(期首・期末平均)
- 法人税引当前純利益 売上高純利益率= 売上高

合 は 後では、 開 なって取引されるようになっ ない常 発関係費が高くなっ が 速くなっ すなわち技術と企業が一体となって国際移動した。 ③単独に技術が売買される場合の形態がある。 般に、 時みられるところである。 ③のケース、 ①企業移動に伴う場合、 たので、 すなわち技術じたい たので、 技術の陳腐化が速まったこと、 た。 速かにこの費用を回収する必要 これは戦後では技術の発展 戦前では、 ②商品に体化して移動する場 が単独の貿易商品と 主として①のケー ②は貿易にと また技術 か テン 戦

こうして技術導入、 第

わち、 進法 い参照)、 入を促進したこと (先述、 るために競って設備投資を行ったこと て設備基準割当であっ よって外貨割当制が行われたが、このさいの割当基準は原則とし われたが、この合理化をバックアップする政策もあ (昭和 一には、外為法による外貨予算制度の発足 第二には、 一七年三月公布)を制定し、技術の向上と重要産業の機械 外資法で外資を保護することによって技術導 高技術機械輸入の形態で産業合理 たから、 (Π) (3)企業はより多くの外貨割当を受け (月)参照)、 (先述、 第三には、 (II)(3)(昭和) 企業合理化促 (A) 花が 五年) (3) す おこ (i)

第3-29 表 産業合理化の成果

昭和 26 年上期=100

幅に拡大した姿をここにもみることができる。

昭和	27年下期	30年下期
労働生産性	122	176
労働装備率	107	157
資本生産性	113	112

- 1) 通産省「産業合理化白書」, ŻΈ 昭和 32 年, 24 頁
 - 労働生産性 $(\frac{O}{L})$ = 労働装 備率($\frac{K}{L}$)×資本生産性($\frac{O}{K}$)

第3-30 労働生産性の推移

昭和曆年	労働生産 性指数	同左の5 年毎の上 昇率
30年	12.1	%
35 年	18.7	54.5
40年	27.1	44.9
45 Æ	50.8	87.5
50 年	66.2	30.3
55年	100.0	51.1
60年	123.9	23.9

- 注 1) 労働生産性は、日本生産性本 部「季刊生産性統計」による 「業種別労働生産性指数」(昭和 30年~60年)の製造工業労働 生産性をしめす。
 - 2) 製造業,指数は昭和55年= 100
 - 3) 出所は、総務庁編「日本長期 統計総覧」、第1巻、446頁、日 本統計協会, 昭和62年10月 刊。

幅なものかは、第3-30表と比較すれば、 設備の近代化、原単位の改善を促進したこと、第四には財政投融資計 の資金チャンネルの形成については前掲の第2―8表、第2―9表参照) こうして逐行された産業合理化の成果を労働生産性によってみると、第3―22表のとおりである。すなわち、 画により産業資金を供給したことである。

した百分比)の増加にもとづくものである。つまり、 度経済成長期をも上廻っている。 あるにもかかわらず、前述の七六%増を上廻るのは、 生産性は昭和二六年上期~三〇年下期のわずか四年半のあいだに、実に七六%も上昇している。この数字がいかに大 そしてこの高い労働生産性の上昇率は、第3― 明らかである。すなわち、同表は五年毎の統計で、前表よりもやや長期 -23表にみるように、主として労働装備率(有形固定資産を就業者数で除 昭和二〇年代後半において、高生産性の設備にたいする投資が大 昭和四○~四五年間の八八%増のみであり、昭和三○年代の高

労働

この産業合理化の成果を基礎に、 昭和三〇年代の高度成長期を迎えることになる。

$\widehat{36}$ 産業合理化

定型化ならびに作業分割を基礎とする流れ作業方式の採用、大量生産による生産性の増加を通じて、より合理化された生産組織 の改善をもたらした。この結果、 いられるようになった。資本主義経済の行詰りを打開しようとする産業側の努力は、流通過程の再編成、 産業合理化という用語は、 第一次世界大戦後のインフレーションの収束後、一九二五年以降、 産業利潤を増加させ、資本主義生産組織の発展に一時期を画した。 〔出所、荒憲治郎他二名「経済辞典」、㈱講談社、昭和五五年四月刊、 独 仏 製品の規格化、 伊、英などにおいて用 四七一頁 池田勝彦

(IV) 総括―昭和二〇年代末の日本経済

(A) 到達点

戦後日本経済は、戦前とは断絶した姿をとるが、しかし他方では戦前・戦中経済の一部を引継ぎつつ、 荒廃のなか

拡大再生産の軌道に乗っていた。

(1)新しい経済体制のもとで経済復興を終了していた。すなわち――、 から出発した。そして昭和二〇年代の終りごろには、次のような内容を獲得し、

① (i) 経済体制の創設)、 集権的統制経済、軍需経済から平和的民需経済に替り、かつこの経済が競争市場のもとで展開したこと(新 ii I M F 体制のもとで単一固定為替相場制度 (具体的には1 ブラ=360日経済) が設定されたこ

کی

2 水準 (114) など、 第4─31表にみるように、昭和二○年代末において昭和九~一一年の水準 実質国民総生産 もっとも包括的かつ重要な指標においてであった。 (136)、同一人当り(105)、 鉱工業生産(187)、農林水産生産(134)、一人当り消費 (100として)を上回ってい た主要

第4-31表 昭和 20 年代末の主要経済指標の到達点

昭和9~11年=100

3

外国技術をテコ

にして日

本産業の生産技術が

レベ

ル

7

ップし、

昭

和

一○年代の経済成長を促進しただけでな

次の昭和三〇年代からのい

わ

24 表)。

したがって主として国内市場を中心に拡大したことになる。

要である。

この意味で昭和

一〇年代末までの

Ħ

本経済は量的には海外市場依存度が戦前よりも低下しており、

ただし輸出金額では立遅れては

U

ない

(前掲第3

いちじるしい鉱工業生産の増

加がみられたことも重

で重要であったが、

か

輸出数量は特需をふくめても戦前水準に回復しな

か

つ た

(75)°

このことは、

輸出

0

立.

遅

れという意

反面ではこの立遅れにもかかわらず、

WE THE WAY TO SHEET THE STATE OF THE STATE O		ишти о		- 100
	昭和	21	27	30
実質 国 民 総 生 産	年度	62	111	136
鉱 工 業 生 産	年度	31	139	187
農林水産生産	曆年	78	117	134
1人当消費水準	年度	57	95	114
1人当実質国民総生産	年度	57	89	105
工業実質賃金	曆年	☀ 30	100	118
輸出数量(含特需)	曆年	* 7	36	75
輸 入 数 量	曆年	* 21	59	94
総 人 口	曆年	109	124	129

- ŹΕ *印は昭和23暦年、※印は昭和22暦年。
 - 出所:経済企画庁編「現代日本経済の展開一経 済企画庁 30 年史」,大蔵省印刷局,昭和 51 年 8 月 刊, 86 頁

(2)

ゆる高度経済成長期の一有力要因となった。 外資導入の道を開いたのは、 外為法 (昭和: 四年公布)と

- る。 大きく上回ったとはいえ、 に よって米欧諸国と比較するならば、 (3)同表によれば、 既述のように、 昭和二五年 経済力は急速に拡大し、 国民総生産および一 昭和三〇年の間に国民総生産 第 4 32 人当り国民総生産 経済規模は戦 表のごとくであ 前

め政策という、その後の高度経済成長の制約パ と景気変動パターンがはじめて現われた。 昭和二〇年代の末期には、 緩和 くに外資法 力を一段と高めたものとして産業合理化がある。 (昭和二四年、二八年)であった。さらに外国技術の消化 (昭和二五年公布) 経済成長→国際収支赤字→引締 であり、 より広くは独禁法 ターン (国際収支制

第4-32表 日本を中心にみた主要国の経済水準

(時価)

				国民総生産	(億ドル)	1 人当り国民総	生産(ドル)
				昭和 25 年	昭和 30 年	昭和 25 年	昭和 30年
日		****	本	112 (1.0)	240 (1.0)	200 (1.0)	269 (1.0)
ア	×	IJ	力	2,851 (25.5)	3,993 (16.6)	1,870 (9.4)	2,404 (8.9)
カ	ナ	76 2	ダ	167 (3.1)	289 (1.8)	1,200 (6.0)	1,840 (6.8)
1	ギ	IJ	ス	370 (2.4)	541 (2.0)	738 (3.7)	1,057 (3.9)
フ	ラ	ン	ス	274 (3.3)	487 (2.3)	660 (3.3)	1,131 (4.2)
西	۲	1	ッ	231 (1.5)	430 (1.3)	488 (2.4)	882 (3.3)
イ	タ	IJ	ア	26年 172(1.5)	241 (1.0)	26年360(1.8)	500 (1.9)

日本は年度、経済企画庁調。 注 1

0

有効性が高まるのであろう。

- 日本以外は暦年, IMF 調。 2
- 出所:経済企画庁編「現代日本経済の展開―経済企画庁 30 年史」,大蔵省印刷局,昭和 51年8月刊, 90頁。
- カッコ内は日本の計数を 1.0 としたときの各国の倍数,本文記述の関係上,西暦を昭和に 直した(4は名島)。

(1)

混合経済体制

0

初

要となろう)。 題点がありうるだろうから、 較差はもっと大きいことが知れる。 さらに一人当り国民総生 国際比較にはなにほどかの留保が 産 に (ただしドル換算率には問 つ

英・仏の大約半分であっ

た

(ただ独

伊には

かなり

接近

U

て

0 欧

州

諸国と

昭

和三〇年においてなお日本は米国

の

七分の

弱

加

つ

Ų١

て

0

 \mathbf{H} 本

Ó

対米欧較差

は、

急速

に

縮小したとはい

(B)

混合経済体制 0 確 忆

部門の経済に作用する資本主義的な市場原理の分野と、 ここでは混合経済体制の意味について、 ①主として民間 (2)

経済と考える。 主として政府部門に作用する非市場原理の分野とが、 しており、 かつ主として②から①への介入が常時存在する 非市場性という性格をもつが故に、 政府介

る。 本位 H 制を離脱 本での混合経済体制の出発点は、 管理通貨制度は政府の政策裁量性を飛躍的に拡大する 昭

管理通貨制度に移行した時点と考えられ 和六年一二月に

た。 た。 性格をもった。 だが、 その後はしだいに軍事経済を強めるという特別な道を歩み、 昭和七年からの高橋是清蔵相による景気回復のための有効需要拡大政策は、 管理通貨制度もまたこの特殊な道に利用され その最初の 具体例 であ

(2) 戦後期の混合経済体制

政策当局にたいする批判、 この 慌として現われる姿を、 である。 みせることになった。二〇数年間にわたり、 機関が設立されたし、 述のように められる経済的基礎をもった。 混 理 一合経済体制は平和的で民需中心の経済をもつ戦後に確立し、強化された。 由には前述の裁量性拡大のほかに、 しかも日本だけではない。 $\widehat{(1)}$ (2)「金融・財政面での制度的増強」)、 また財政面では財政投融資制度が整備された。このため政府の政策裁量性は、 戦後では経験していない。 監視の目が強まったことなどがあげられよう。 政策裁量性の向上は、 先進諸国いずれの国も戦前のような恐慌を経験していないし、 政府、 高度経済成長を実現しつつ、 企業にとって市場の盲目性が大幅に薄らいだこと、 昭和二〇年代には、 これは戦後の混合経済体制を戦前のそれと区別するものである。 景気変動の面でも、 金融面では政府系金融機関をふくむ多くの 循環性過剰生産恐慌を経験しなかっ 昭和三〇、四〇年代にはっきりとした姿を 昭和二〇年代はその確立期である。 また恐慌が世界恐 民主化の結果、 いちじるしく高 た から 既 融

ら、 ならない 最後に競争について一言しておこう。 競争のはげしい経済であった。ここには一定のルールを求めながらも、 昭和四〇年代までの日本経済は、 高度経済成長と相互に因果関係を結びなが 競争を促進する独禁法の役割を認めね

された競争」であり、 政 府による、 その時どきの独禁法の解釈やその他の競争政策に応じて競争が展開される。 政府が必要と考えれば、いつでも介入できる。 したがって市場は競争市場の形態をとる場合で したが って競争は、 管理

₽́ その実、 一定の程度ではあれ、政府が経済活動の全体を方向づけることができる。かくて競争の場でも混合経済

体制を語ることができる。

(主な注、図表の一覧)

本文中の注のうち説明的な注の主なものをつぎに(参考一)としてかかげた。またつづいて図表の一覧表を(参考三)

としてしめした。

(参考一)説明的な注の紹介

- (14) 財閥解体
- (15) 原始独禁法
- (16) 昭和二四年の独禁法第一次改訂
- (17) 昭和二八年の独禁法第二次改訂
- (19) 昭和五二年の独禁法第三次改訂
- (21-1) シャゥプ税制
- (21-2) シャウプ税制の崩壊
- (3-1) 財政投融資
- (33―2) 財政投融資の源資と運用
- 24 I M F
- (28) GATT第三五条
- (29) 大戦による日本の物的被害額
- (30) 片山内閣の「経済緊急対策」の骨子

(参考二) 図表の紹介

第1―1表 正貨の存在高 (一九一三年~一九三四年)

第3

18

敗戦時の重要物資生産能力(昭和一二年、戦中最高年、

第2 日本の戦後防衛関係費とその対GNP比(一九四五年~一九九四年)

第2-4表 世界各国の国防費とその対GNP比(一九八五年、九〇年、九一年)

第2-5表

6表 経営耕地規模別の農家数(昭和三〇年、四〇、五〇、六〇、六三、平成一~五年の各年) 農地改革による耕地の自・小作別面積の変化(改革前、改革実績、改革後

第2一7表 商品類別輸入額と構成比 (昭和九年~一一年平均、二一年~二八年)

第2-8図 金融機関一覧表(種類別、根拠法成立年)

第 2 9 図 金融機関の系譜(金融機関の種類別の年別沿革図)

第2— 10表 昭和二八年度財政投融資の源資と運用

11表 財政投融資の源資の推移(昭和三○年度、四○、五○、六○、平成三の各年度)

第2 第2-13表 12 表 財政投融資使途別分類の推移 一九五〇年代の技術導入件数の推移(一九四九~五〇年計、五一~五五年の各年、四九~五五年計、五六~六一年計) (当初計画。 昭和三〇年度、四〇、五〇、六〇、平成三の各年度)

第2— 14 図 各国の為替相場制度(一九八〇年頃)

第3-15表 昭和二〇年の調査主体別の製造業生産指数

第 3 — 16 表 昭和二三年度の生産計画遂行状況(業種別)

第3— 17表 戦後物価の恋化分の比率の推移 (昭和二二年三月~二三年三月、二 三年三月~1 四年三月、 二四年三月~二五年三

戦後インフレーションの推移(昭和二一~二七年)

第 3 19 図 ドツジ・ラインの見取図

第 3 20 表 戦後の価格調整補給金支出の推移(昭和二一~二六年度の各年度と累計額)

第 3 21 図 ドツジ・ライン時の一ドル=三六○円レートの性格

第3 22 表

第3 戦後経済統制の推移 昭和二一~二四年度の総合予算収支表

第 3 戦前比にみる朝鮮戦争の影響(昭和九~一一年平均、二五、二六、二七年) (統制最多時期、昭和二四年四月、二五年四月、二六年三月、二七年三月)

第3 25 表 国内総生産の構成比の長期推移(第一~三次産業別、昭和九~一一年平均、昭和二一、二五、三〇、三五、四〇、 깯

Ŧį, 五五、六〇、平成二、四年)

第3 特需の位置(昭和二六~四五年の各年)

第3 27 表 朝鮮戦争後の物価の国際比較(昭和二五年六月~二九年三月間の三ヵ月間隔)

第3 28 表

第3

朝鮮戦争後の法人企業の利益(昭和二五~二〇年の各年)

産業合理化の成果(昭和二六年上期基準、二七年下期、三〇年下期の指数)

29 表

第3 第4 31 表 30 表 昭和二〇年代末の主要経済指標の到達点(昭和九~一一年基準、 労働生産性の推移 (昭和三〇~六〇年間の五カ年間隔) 昭和二一年、二七年、三〇年の指数)

日本を中心にみた主要国の経済水準(米欧のGNP、一人当りGNPの昭和二五年、三〇年)